



提言する制度名 観光地形成促進地域制度の継続・拡充

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 観光地形成促進地域制度を10年間延長する。【拡充】
2. 法人税、不動産取得税、事業税、固定資産税及び事業所税に対する税制優遇措置の対象施設に一定の要件を満たす宿泊施設等を追加する。【拡充】
3. 税制優遇措置の対象設備にソフトウェアその他情報通信技術の用に供する資産を追加し、さらに、一定の要件を満たす設備を導入する場合は控除率を引き上げる。【拡充】
4. 税制優遇措置に税制優遇の対象施設の新・増築の際の不動産等の登録免許税を軽減する。【新規】
5. 取得価額の合計20億円までとする要件を廃止するとともに、税額控除の繰越期間を5年（現行4年）へ延長する。【拡充】
6. 事業税、固定資産税又は事業所税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を10年間（現行5年）へ延長する。【拡充】
7. 税制優遇措置の対象施設の敷地である土地について環境影響評価の義務付けがある場合には、地方交付税の減収補てんの対象となる土地の取得から整備着手までの期間を延長する。【拡充】
8. 税制優遇措置の適用を受けた事業者へ県への実績報告書の提出を義務づける。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2－④】

現状・課題

- 本県への入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩をならべる水準まで増加していたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大などの影響により、令和2年1月から5月までの入域観光客数は、対前年同期比約226万人の減(▲55%)となっている。
- 観光収入についても、入域観光客数の伸びに支えられて増加傾向にあった一方で、観光客の平均滞在日数や一人当たり観光消費額はハワイの約4割程度(平成30年度実績)に留まっており、それらの引き上げに向けた、魅力ある観光地づくりや観光商品づくりなどが課題となっている。
- このような中、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響で、未曾有の影響を受けている沖縄観光においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えた、観光産業の早期の回復と持続可能な観光産業の振興に向けて、沖縄の魅力の創出と、観光産業の再構築が課題となっている。

必要性

- 世界水準の観光リゾート地の形成を目指し、観光の質的転換を図ることとしており、そのためには民間資本を活用した魅力ある観光関連施設や多様な宿泊施設の整備を促進していく必要がある。
- 観光地の形成を促進する地域として講じられている現在の税制の優遇措置を継続するとともに、税制優遇措置の適用者の拡大を図ることで、民間事業者の投資を誘発し、観光地としての魅力を高めていく必要がある。

担当部課

文化観光スポーツ部 MICE推進課

提言する制度名 沖縄型特定免税店制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

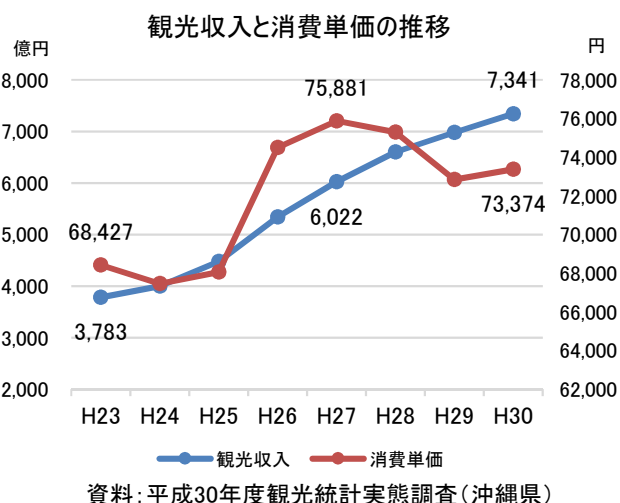
制度概要

1. 関税暫定措置法によって講じられている、関税の免除措置の期限を10年間延長する。
【拡充】
2. 免税上限額20万円を撤廃する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 平成30年度の入域観光客数が1,000万人台を記録し、観光収入も増加を続けている一方で、観光客の1人あたり観光消費額は伸び悩んでおり、観光消費単価の増加が課題となっている。
- 沖縄型特定免税店は、平成30年度で686,343人が訪れ、一定の誘客効果を有する県内観光地のひとつとなっているとともに、沖縄型特定免税店の来訪者と国内観光客平均の観光消費額を比較すると、免税店来訪者の方が約6,000円高い。



- 免税上限額20万円を超える高額商品の購入については全額課税となるため、旅行者の高額商品の購買意欲を阻害していると考えられる。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えて、量から質への転換も含め沖縄型観光産業のあり方が課題となっている。
- 観光客が免除上限額20万円を超えて、免税対象の商品を購入した場合に、超過額に相当する税額を徴収する仕組みが確立されていない。このため、複数の販売者から観光客が免税対象品を購入した場合に販売者間の情報が共有が困難になることが想定され、新規参入の障壁になっているものと考えられる。

- 新たな沖縄振興においても、観光産業は沖縄の産業の柱のひとつであることから、沖縄観光の魅力の創造に努め、その振興を図っていく必要がある。
- 沖縄型特定免税店制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄観光の振興に寄与していることから、関税暫定措置法によって講じられている関税の免除措置の期限を10年間延長し、同制度を継続することが重要である。
- 観光産業は量から質への転換が求められており、観光消費単価の向上が必要である。沖縄型特定免税店を訪れる観光客の観光消費単価は比較的高く、免税上限額を撤廃することで、高額商品や地域へ店舗展開した場合、各地域の特色ある商品の購入意欲が高まることが期待できる。また、新規事業者の参入を促進し、事業者間競争による同制度の魅力を高めることで、利用者の満足度の向上、観光消費単価の向上が期待できる。そのためには、新規参入の障壁になっていると考えられる免税上限額の撤廃が必要である。

担当部課 文化観光スポーツ部 観光政策課

提言する制度名 海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|--------------------|
| — | — | — | — | ・義務規定へ拡充 ・体制の強化 |

制度概要

1. 海外旅客の玄関口となる本県の港湾・空港については、CIQを常設化するとともに、県又は民間への業務委託を含めて設備及び人員体制の強化を行う。【拡充】

《参考》

沖縄振興特別措置法

第52条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



現行制度での努力義務を義務規定とすること併せ、設備及び人員体制の強化を求める。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 島しょ県である沖縄には、広大な海域にそれぞれ異なる魅力を有した多くの島々が点在しており、観光地として高い魅力を有し、さらなる観光産業の発展が見込まれている。
- 現在、国際旅客船拠点形成港湾に指定されている本部港や、国際定期便が就航している新石垣空港及び下地島空港は、今後も訪日観光客の継続的な受入が見込まれているものの、検疫法に基づく検疫港、検疫空港に指定されていないことから、CIQが常設されていない。
- 検疫法第21条では、「最寄りの検疫所の長が許可した場合は検疫港以外でも検疫が実施できる」と規定されているが、確実な検疫の実施が担保されるものではなく、検疫所の置かれた状況に左右されることから、寄港地として選択しづらい環境にあり、海外旅客の玄関口を目指すうえで、CIQの強化が課題となっている。

〈参考〉国際旅客船拠点形成港における検疫港指定状況

| 拠点指定 | H29.7.26 | | | | | | H30.6.29 | H31.4.22 | |
|------|----------|-----|------|-----|-----|-----|----------|----------|-----|
| 港名 | 横浜港 | 清水港 | 佐世保港 | 八代港 | 本部港 | 平良港 | 鹿児島港 | 下関港 | 那覇港 |
| 検疫港 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により大打撃を受けた経済の再興に向けて、沖縄が世界的な観光リゾート地としてのポテンシャルを最大限活かし、継続的に訪日観光客を受け入れていくことが重要であり、このためには海外旅行の玄関口となる空港及び港湾におけるCIQ体制の強化が必要不可欠である。

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、土木建築部 港湾課、空港課

提言する制度名 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

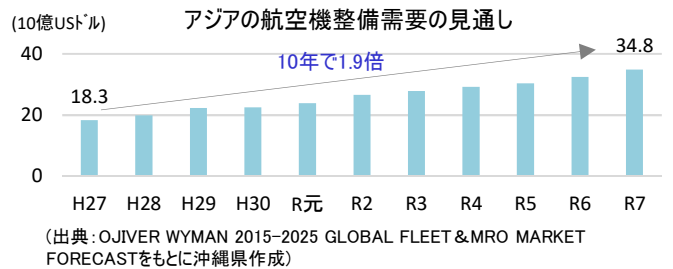
制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 旅客便、貨物便に加え、航空機整備を目的としたフェリー便を対象に加える。【拡充】

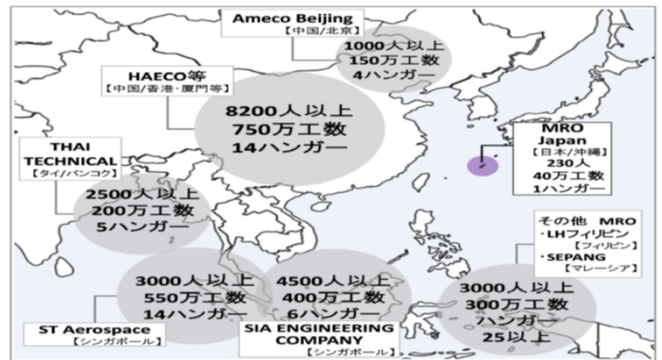
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 沖縄航空路線の航空機に対する航空機燃料税の軽減措置により、航空事業者の負担が年123億円(平成30年度)軽減され、沖縄路線就航の魅力のひとつとして、沖縄の観光産業の振興に大きな役割を果たしている。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、沖縄を訪れる観光客が激減し、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えた観光客の需要の取り込みが課題となっている。
- また、アジアにおける航空機整備需要が平成27年の約183億ドルから令和7年には348億ドルへと2倍近い拡大が見込まれており、沖縄の持つ地理的優位性を生かし、この需要を取り込むため、那覇空港内に航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用を開始した。
- 同施設は40万工数の実施が可能で、令和元年度では25万工数が実施され、さらなる需要の取り込みが可能となっている。
- 他方で、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しており(図1参照)、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくためには、地理的優位性を生かしつつ、国際競争力を一層高めることが課題となっている。



【図1】アジアの主な航空機整備事業者の拠点と規模



- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、沖縄を訪れる観光客が激減し、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据え、観光需要の取り込みを進めていく必要がある。そのための取組のひとつに沖縄への就航路線の拡大があり、その推進を図るため、航空機燃料税の軽減措置の継続が必要である。
- また、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しているなかで、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくには、整備のために沖縄を訪れる航空機に対しても航空機燃料税の軽減を図り、国際競争力を高める必要がある。
- 当該整備施設の活用が今後一層図られることで、国際物流拠点としての国際競争力や航空機関連産業クラスターの形成を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出が見込まれている。

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 企業立地推進課、アジア経済戦略課

提言する制度名 着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 現行の軽減措置を沖縄特例として制度化し、法律に規定する。【拡充】
 - (1) 軽減措置の期限を1年から10年に延長する。
 - (2) 国際旅客便の着陸料を本則の1/6にする。
 - (3) 国際旅客便の航行援助施設利用料を本則の1/6にする。
 - (4) 旅客便、貨物便に加え、航空機整備を目的としたフェリー便を対象に追加し、貨物便と同等の軽減措置とする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 沖縄県への入域観光客数は、平成30年にはじめて1,000万人を超えるまで増加した。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月以降は訪日外国人旅行者の来県がなくなり、国内需要も大幅に減少したことで、沖縄観光コンベンションビューローでは令和2年8月26日に、令和2年の入域観光客数が前年比61.5%減の361万人になり、県内消費額が約5,000億円減少する可能性があるとの推計を発表したところ。
- 落ち込んだ県経済の回復、及び今後の一層の発展に向けては、縮小・撤退が危惧されている定期便をつなぎ止め、さらにウィズ・コロナ、アフターコロナの新たな環境下において既存路線の拡大及び新規路線の誘致を図ることが課題となっている。
- また、アジアにおける航空機整備需要が平成27年の約183億ドルから令和7年には348億ドルへと、2倍近い拡大が見込まれており、沖縄の持つ地理的優位性を生かし、この需要を取り込むため、那覇空港内に航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用を開始した。
- 同施設は40万工数の実施が可能で、令和元年度では25万工数が実施され、さらなる需要の取り込みが可能となっている。
- アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しており、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくためには、地理的優位性を生かしつつ、国際競争力を一層高めることが課題となっている。

- 着陸料等の軽減措置は航空輸送コストを低減し、航空ネットワークの維持・拡充に寄与している。特にLCCや規模の小さい離島地域の航空便に対して企業努力の及ばない公課費の軽減が与える影響は大きく、軽減措置の継続が必要である。
- また、対外貿易を行う製造業等が少ない沖縄県において、海外からの観光客を増やすことは外貨を稼ぎ域内経済を活性化させる上で有効な手段であり、このために航空旅客便の維持・拡大を図る必要がある。
- 島しょ県であり外国旅行やビジネス需要の期待が低い沖縄へ新規路線を誘致するためには、全国以上に就航におけるインセンティブが必要である。
- また、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化している中で、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくには、整備のために沖縄を訪れる航空機に対しても着陸料及び航行援助施設利用料の軽減を図り、国際競争力を高める必要がある。
- 当該整備施設の活用が今後一層図られることで、国際物流拠点としての国際競争力や航空機関連産業クラスターの形成を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出が見込まれている。

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 企業立地推進課、アジア経済戦略課

提言する制度名 国際クルーズ・スーパーヨット受入環境整備事業

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

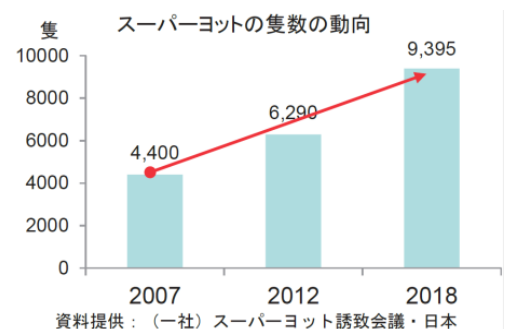
制度概要

- クルーズ船及びスーパーヨット利用客の利便性や安全性の向上を図るための港湾整備を高率補助制度の対象とし、国庫補助率を9/10とする。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑥】

現状・課題

- 本県へのクルーズ船寄港回数は平成31年に581回と平成25年と比べ約4.6倍に増加したことに伴い、那覇港の寄港回数は全国1位となった。今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、本県へのクルーズ船の寄港は激減しており、しばらくは厳しい状況が続くものと見込まれるものの、国の観光戦略実行推進会議において、外国人観光客の回復は富裕層から始まると予想されており、富裕層の獲得戦略が重要と指摘している。今後は、アフターコロナを見据え、拡大が見込まれる東アジアの富裕層獲得に向けて、クルーズ船受入環境の構築に取り組んでいくこととしている。
- また、観光産業の回復に向けては、感染対策の着実な実施が求められており、クルーズ船等の海外からの観光客の窓口となる港湾について、CIQ機能などの体制強化が重要である。
- 本県では、東アジアのクルーズ拠点形成に向けた中長期的な視点に基づいた包括的な構想として「東洋のカリブ構想」を策定している。ウィズ・コロナ、アフターコロナを前提とした持続可能な沖縄観光を見据えて、同構想で掲げられた、東アジアのクルーズ拠点の形成に向けて、ウィズ・コロナ、アフターコロナを前提とした持続可能な沖縄観光を見据えた、クルーズ船受入環境向上のための港湾整備を着実に推進することが重要である。
- 加えて、世界全体のスーパーヨット隻数が増加傾向にあり、日本への寄港数も増加している。スーパーヨットで日本を周遊する場合、東南アジア・太平洋諸国の南方から、日本に入国し、その後、海岸線沿いに北上し、観光・クルーズを行う。このため、沖縄が日本の玄関口となるものの、港湾施設をはじめ、スーパーヨットの受入環境の整備が不十分であり、その対応が課題となっている。



- ウイズ・コロナ、アフターコロナを見据え、持続可能な沖縄観光に向けて、沖縄県が担う日本経済成長の牽引役としての役割を果たしていくため、世界有数の観光リゾート地として外国人観光客の受け入れ体制の構築を図ることで国際競争力を一層高め、旺盛な訪日観光需要を積極的に取り込むこととしている。
- そのための取組の一つとして、富裕層の獲得に向けたクルーズ船やスーパーヨットの受入環境を整備することとしており、より強力に整備を推進するため、当該整備についても高率補助制度の対象に追加する必要がある。



提言する制度名 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----------------|
| ○ | — | — | ○ | 沖縄振興特別措置法への位置づけ |

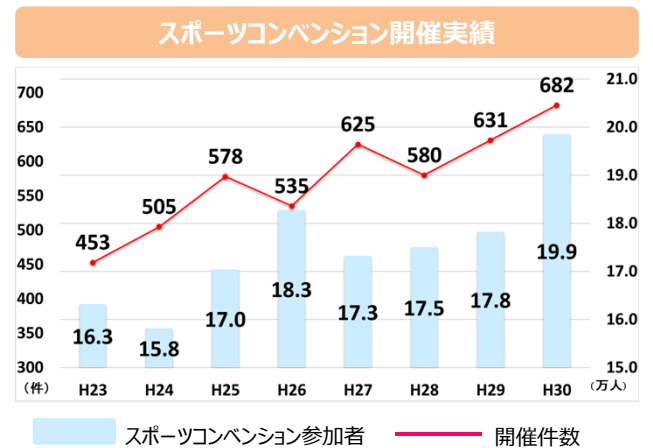
制度概要

1. 沖縄振興特別措置法に「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた国の支援に関する規定を設ける。【新規】
2. 本県のスポーツコンベンションの推進やスポーツ関連産業の活性化の促進に向けて、キャンプ・合宿、国際競技大会などの誘致及び開催並びに地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備等に対する国の財政支援を創設する。【新規】
3. 県内開催のスポーツイベントへの協賛又は県内所在のプロスポーツチームに対し資金を援助した場合、当該支援者に係る所得税の優遇措置を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②、P1-③、P2-④、P5-⑪、P5-⑫】

現状・課題

- 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた施策は、「健康・長寿」「観光振興」「新産業創出」「人材育成」の各分野において、幅広く取り組まれている。
- 県内におけるトップアスリートの育成強化や、子どもの体力・運動能力の向上、成人のスポーツ実施率の向上等の取組を展開することで、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた県民の機運の醸成を図っている。



- また、本県においては、マラソンやサイクリング等のほか新たなスポーツイベントも多く開催されており、スポーツコンベンションの開催実績は件数、参加人数ともに増加している。さらに、県内にはプロ野球、プロサッカーチームのほか、多くの社会人、大学生などがスポーツキャンプのため、本県を訪れている。
- 今後、令和5年度には、「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」の開催が決定しており、メイン会場等の整備が進められている。さらに、J1規格スタジアムをはじめとするトップリーグ、国際的スポーツイベントへの活用が可能なスポーツ施設の整備などが見込まれている。
- 県内プロスポーツチームの経営基盤を整え国内外に通用するスポーツ資源として育成し、各チームをとおしてアジアに開かれたスポーツイベント・国際大会の実施を図り、更なる国内投資を呼び込むことが期待されているが、県内企業の99.9%が中小企業・小規模事業者であり、スポンサー料などを得ることが難しい環境にある。

- 本県では、スポーツコンベンション、スポーツキャンプなどを誘致しスポーツ関連産業の活性化を図るとともに、スポーツを活用した地域コミュニティの再生を図ることとしている。スポーツを「持続可能な開発における重要な鍵」として位置づけ、観光やIT、健康、医療等他産業との連携強化を図り、新たな沖縄振興に向けて世界に開かれた「スポーツアイランド沖縄」を形成する取組を推進していくため、沖縄振興特別措置法に基づく国の支援を設けることが必要である。
- また、「スポーツアイランド沖縄」の推進する環境を構築するため、スポーツコンベンション、スポーツキャンプ及び地域・観光の交流拠点となるスポーツ関連施設の整備やそれらを核とした街づくりを促進する国の財政支援の創設が必要である。
- 県内プロスポーツチームを地域活性化など様々な社会課題を解決する貴重な地域資源として捉え、スポーツへの投資を加速する必要がある。

提言する制度名 在留資格「特定技能1号(宿泊分野)」の要件緩和

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | ○ | — | — |

制度概要

1. 宿泊分野における特定技能1号について、家族帯同を可能とする。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 本県の入域観光客数は令和元年に過去最高となる約1,016万人を記録し、ホテルのフロント係、ベッドメイク係の有効求人倍率(平成30年度)がそれぞれ4倍、9倍を超え、宿泊分野における深刻な人手不足が顕在化した。
- その後、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、本県の入域観光客数は大幅に減少したことから、宿泊分野における人手不足は沈静化している。
- 今後は、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えた、観光産業の早期の回復と持続可能な振興に向けた施策の展開を図っていくこととしており、本県の入域観光客数が回復した際には、宿泊分野における人手不足の問題が再燃することが、懸念される。

必要性

- 今後も世界から選ばれる観光地として、観光客の安心・安全を高めつつ、満足度の高い観光を展開していくためには、受入体制の強化を図ることが重要である。
- ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据え、ホテル業界において人手の確保とともに将来の増加が見込まれる海外からの観光客に対応できる語学人材の確保に向けて、特定技能人材の受入環境を整えるため、現行の在留資格要件の緩和が必要である。

担当部課 文化観光スポーツ部 観光政策課

提言する制度名 観光復興に向けた包括的支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 「安全・安心の島・沖縄」の構築を推進する(1)から(3)の取組に対して国の財政支援を創設する。【新規】
 - 民泊等宿泊事業者の感染防止に向けた取組。
 - 貸切バス事業者の感染防止に向けた取組。
 - コロナ追跡アプリ等のITを駆使した防疫体制の構築に向けた取組。
- 落ち込んだ観光需要の喚起を図る(1)から(4)の支援に対する国の財政支援を創設する。【新規】
 - 修学旅行を実施する際の航空・船舶運賃の支援。
 - 団体旅行で利用する貸切バスの費用の支援。
 - 滞在中に感染が発覚した場合の臨時的な費用の支援。
 - 県内の観光関連施設利用のクーポン発行に係る費用の支援。
- 国際線における入国制限措置による路線撤退を防ぐための包括的取組に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④】

現状・課題

- 本県における新型コロナウイルス感染症による経済損失は、観光業界を中心に多くの業種で多大な損失が見込まれている。このまま推移すると未曾有の危機的な状態になることが危惧される。
- 今後、経済再開で最も重要な前提は「安全・安心」の構築である。このため、落ち込んだ観光需要を取り戻すための出口戦略として、新型コロナウイルス感染症流行に備えた防疫フロンティア・沖縄としての「安全・安心の島・沖縄モデル」の構築が求められる。
- 島しょ社会である本県は、これまで海外や県外からの移入型の感染が多く発生し、入域、往来は重要な要素であり、入域者の中の感染者を見つけ、制限することが防疫上、重要である。
- そのため、「接触経路の追跡」が感染症対策の重要な要素である。コロナ感染対策アプリ等のITを駆使した防疫体制を推進し、LINEアプリ等を活用した感染拡大防止対策に取り組む必要がある。

- また、多くの離島では、観光関連産業が基幹産業となっているが、医療体制が脆弱であることから、入域制限が実施されており、多大な影響が出ている。今後、需要喚起を促す段階で感染状況に応じて、実際に現地を訪れる離島観光客向けのキャンペーン等を実施していく必要がある。
- その他、国の入国制限措置により、東アジアなどからの直行定期便の路線が廃止されるようなことがあれば、将来的な送客力が弱まり、沖縄観光の回復フェーズに影響を与える恐れがあることから、路線撤退を防ぐことが緊喫の課題である。
- これらの感染拡大防止策をとりつつ経済を活性化させる事業を実施することにより、新型コロナウイルスによる影響からの回復及び持続的な観光振興、経済発展が実現されるが、そのためには安定した財政支援が求められる。

- 感染拡大防止策を徹底した「安全・安心の島 沖縄」のブランドを構築・発信しつつ、修学旅行の受入による県外からの観光需要の下支えや国際線の回復に向けた包括的支援等により経済活動を活性化させることで県内事業所の経営支援をしていくための財政支援制度が必要である。
- また、沖縄観光にとって国内需要を下支えしている修学旅行等の団体旅行を安全・安心に催行するための貸切バス利用時の感染防止対策や民泊等宿泊施設の感染防止対策の徹底等、滞在中の旅行者が安心して経済活動が行える環境の構築するための財政支援制度が必要である。
- その他、コロナ感染対策アプリ等のITを駆使した防疫体制を推進するための、LINEアプリ等を活用した感染拡大防止対策への財政支援制度が必要である。
- これらの感染拡大防止に加え、事業者等の事業継続や雇用の維持・確保など、持続的な観光振興、経済発展が実現するための財政支援制度が必要である。
- 入国制限措置緩和後に感染が収束した市場から順次訪日外国人旅行者の受入が再開されたときに、切れ目なく沖縄経済の活性化につなげるため、路線撤退を防ぎ収束後の運航再開に繋がられるような事業への財政支援制度が必要である。

提言する制度名 自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備の推進

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 海岸の保全と自然環境が調和し、海浜利用に配慮した海岸環境の整備に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から9/10へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

現状・課題

- 本土復帰時に、大きく立ち後れていた海岸事業は、復帰後から本格的に始まり、速やかに安全性を確保するため、直立護岸と消波工等の線的防護方式による整備が実施された。これにより、海岸整備率(国土交通省所管)は、昭和47年度の43.0%から平成29年度末には61.3%まで向上したものの、全国平均の66.9%を下回っている状況にある。
- その後の海岸の水辺環境は、海浜利用を併せ持つ緩傾斜式護岸等へと変化し、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置き、整備対象海岸において後背地の植栽を実施し、海浜緑地を創出するとともに、養浜を実施し砂浜の再生を図るなどの整備を実施している。
- 今後は自然環境に配慮した海岸の整備の取組をさらに進め、地域の特性に応じた、養浜や護岸背後の植栽等による面的な防護により自然環境と調和する海岸整備を行うことで、良好な景観の形成や、地域住民に親しまれるとともに観光振興にも資する海浜環境の提供を目指している。
- しかしながら、海岸環境整備事業は高率補助制度の対象外となっており、国庫補助率は1/3であることから、事業実施には多額の一般財源を要するため、事業推進の妨げとなっている。

必要性

- 離島島しょ県である本県においては、引き続き、海岸保全施設の新設・改良等により防護機能を確保するだけでなく、環境と利用に配慮した観光振興に資する海岸整備に取り組む必要があることから、海岸環境の整備も高率補助制度の対象とし、整備促進を図っていく必要がある。

担当部課 土木建築部 海岸防災課



提言する制度名 情報通信産業振興地域・特別地区

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | ○ | — |

制度概要

【財政特例】

1. 宜野座サーバーファーム及び沖縄情報通信センター等の県内データセンター、IT津梁パーク内及び各市町村にあるIT企業支援施設等の維持管理・更新・機能強化等に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 県内情報通信関連産業と他産業が連携して実施する実証事業や金融関連ビジネスモデル構築事業に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【税制優遇】

<情報通信産業振興地域・特別地区共通>

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 税制優遇措置を拡充する。【拡充】
 - (1) 法人税の投資税額控除に係る対象資産にソフトウェアを追加し、取得価格の下限を100万円から50万円に引き下げる。
 - (2) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る取得価額の合計20億円までとする要件を廃止する。
 - (3) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る建物附属設備を建物と同時に取得する要件を廃止する。
 - (4) 事業税、固定資産税、事業所税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を10年間(現行5年)へ延長する。
3. 本制度による優遇税制等の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】

<情報通信産業特別地区>

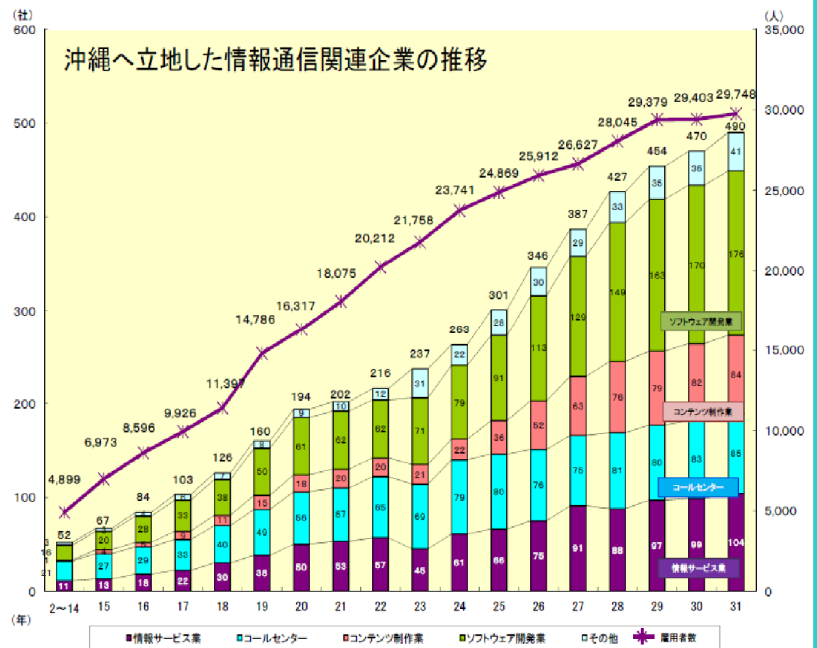
1. 対象産業に特定のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービスを追加する。【拡充】
2. 事業認定の要件を「県知事の認定を受けてから10年間」(現行「法人設立から10年間」)へ緩和する。【拡充】
3. 事業を営むものの要件を「専ら」から「主たる事業」へ緩和する。また、「主たる事業」以外の事業については、情報通信産業振興地域の対象事業に限定する。【拡充】

<情報通信産業振興地域>

1. 対象地域を全市町村に拡充する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

- 沖縄県における情報通信関連企業の立地数とその雇用者数は、平成21年1月の194社、16,317人から、令和2年1月時点で490社、29,748人となっており、着実に増加している。
- 情報通信関連産業については、沖縄の地理的不利性に左右されず県内に立地が可能な産業であり、さらなる企業誘致を目指した取組を進めており、県内立地への魅力づくりが課題となっている。
- また、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上額は近年伸び悩んでいるなど、既に立地している情報通信関連企業についても、稼ぐ力と生産性の向上が課題となっている。
- 稼ぐ力や生産性の向上を図るためには、観光、ものづくり、農業など、様々な産業において、AIやIoT等の新たな技術の活用により、各産業の高度化・高付加価値化を促進する必要があるが、デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進に必要なソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業が特定情報通信業の対象外となっている。
- 現在、税制優遇措置の対象となる資産にソフトウェア(無形資産)が含まれておらず、また、取得価額が100万円未満の資産についても対象外となっている。さらに、20億円を超える資産を取得した場合、超過部分については税制優遇措置の対象となっていないなど、県内情報通信関連企業から改善の要望がある。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要する場合があり、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 情報産業特別地区における事業の認定要件について、「法人設立から10年間」となっていることから、知事の認定を受けるまでに期間を要した場合、認定期間が短くなる。また、「専ら特定情報通信業を営むもの」と限定していることから、当該規定の適用が困難となっている。
- 情報通信関連産業は、情報基盤の整備を進めることで、離島、過疎地域への立地が可能であるが、これらの地域は現在、指定の対象外となっている。



- 地理的不利性を抱える沖縄において、情報通信関連産業はリーディング産業の一つに成長しており、引き続き、企業の誘致に向けて取り組み、AIやIoTなどの技術革新による成長著しい企業の集積を進めて行くためには、税制優遇措置の拡充が必要である。
- また、既に立地している企業の設備の更新を促進し、企業の稼ぐ力や生産性の向上を図るため、情報通信産業特別地区における対象産業の追加、税制優遇措置の対象となる資産の対象拡大や取得価額の引き下げ等を行う必要がある。

担当部課

商工労働部 情報産業振興課

国際物流拠点の形成



提言する制度名 国際物流拠点産業集積地域

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 指定区域を拡充するため、指定区域の要件を見直す。【拡充】
3. 特別事業認定要件を緩和する。【拡充】
 - (1) 航空機整備関連に必要な部品を保管、供給する事業者を所得税控除の対象とするため、対象となる事業を拡充する。
 - (2) 事業を営むものの要件を「専ら」から「主たる事業」へ緩和する。
 - (3) 常時雇用する従業員数の要件を「15人以上」から「10人以上」へ緩和する。
4. 事業認定の要件にある「保税地域の許可の取得」を廃止する。【拡充】
5. 税制優遇措置を拡充する。【拡充】
 - (1) 法人税の所得控除の適用について、「法人設立から10年間」を「県知事の認定を受けてから10年間」に緩和する。
 - (2) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る建物附属設備を建物と同時に取得する要件を廃止する。
 - (3) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る対象資産にソフトウェアを追加し、取得価額の下限を100万円から50万円に引き下げる。
 - (4) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る取得価額の合計20億円を限度額とする規定を廃止する。
 - (5) 事業税、固定資産税又は事業所税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を10年間（現行5年）へ延長する。
6. 「国の事業認定を受けた企業」に対して保税地域に係る許可手数料を半減する措置を「特区内の企業」まで拡充する。【拡充】
7. 「国の事業認定を受けた企業」が保税工場などで製品を加工・製造する際に適用される関税の課税の選択制について、「特区内の企業」まで拡充する。【拡充】

8. 指定区域内の土地を産業用地として県及び市町村等へ売却する場合、譲渡所得から特別控除を行う税制優遇措置を創設する。【拡充】
9. 本制度による優遇税制等の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】
10. 国際物流拠点産業集積地域内の施設整備（新設、建て替え及び取り壊し）に対して国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：一】

- 本制度により企業集積が図られ、平成30年度の新規立地企業数（累計）は208社、雇用者数は3,152人に増加した。現在、那覇空港における航空機整備を核とした航空関連産業クラスター形成を推進しており、新規の企業立地に向けて税制優遇措置の延長が必須となっている。
- 一方、航空関連産業クラスター形成を推進するにあたり、機体整備・装備品整備に部品を供給するパーツセンターが所得税控除の優遇措置の対象となっておらず、対象業種の見直しが課題となっている。
- また、自衛隊基地や米軍施設が存在など、特区及び特区に近接する市町村では産業用地が不足していることから、新たな産業用地の確保が課題となっている。
- 国際物流拠点産業集積地域の区域内で、国から事業認定を受ける際の要件については、複合業種による事業展開や物流部門のアウトソーシングが一般化するなどの現状があり、事業者の実態に即した見直しが課題となっている。
- 税制優遇措置について、対象事業者の認定要件は、「法人設立から10年間」となっていることから、知事の認定を受けるまでに期間を要した場合、認定期間が短くなる。また、対象事業者を「専ら事業を営むもの」と限定していることから、当該規定の適用が困難となっている現状がある。また、対象資産にソフトウェア（無形資産）が含まれていないことや、取得価額が100万円未満の資産についても対象外となっていることについては、小規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。さらに、国際物流機能が強化される中で、20億円を超える資産を取得した場合、超過部分については税制優遇措置の対象となっていないことから、大規模な施設整備による事業拡大や新たな企業の進出促進への対応が課題となる。建物附属設備の取得が建物と同時であることが要件となっていることから、機能高度化のための建物附属設備単体での設備投資を促すことができない等課題が生じている。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要する場合があります、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 国際物流拠点産業集積地域内への企業立地促進に向けて整備した施設について、施設の老朽化及び機能の陳腐化により企業ニーズを十分に満たせないという課題が生じている。

- 沖縄県では、国際物流機能の向上に加え、同制度が後押しをすることで、高付加価値製造業などアジア市場を視野に入れた企業の進出が進んでいる。沖縄の地理的優位性や投資環境が注目される中で、わが国とアジアを結ぶ交流・連携の拠点や集積地として臨空・臨港型産業の集積を促進するためには、同制度の継続が必要となる。
- 産業用地の確保や更なる臨空・臨港型産業の展開に向けて指定地域や対象業種の拡大が必要であり、また、県や市町村において産業用地を円滑に取得可能とするため、所得税の特別控除の措置を講じる必要がある。
- 企業誘致の更なる加速や、設備投資等による生産性向上及び事業拡大等を図るため、適用要件等の緩和など拡充を図る必要がある。

担当部課 商工労働部 企業立地推進課

国際物流拠点の形成



提言する制度名 国際航空物流機能強化支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 那覇空港に復便・就航した国際航空便の初期費用の軽減を図るため、貨物に対する地上ハンドリング費用に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. EC商材、農水産物等の輸出事業者への国の財政支援を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 平成21年にANAの沖縄貨物ハブ事業が開始され、平成28年には13路線(週120便)に貨物ネットワークは拡大したが、事業を取り巻く社会環境の変化(24時間空港の増、国際旅客便(直行便)の増等)により、路線の縮小が続いている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から旅客便も含めて、沖縄発着の国際航空便が全て運休となっている。
- これまで、貨物機のネットワークを中心とした施策を実施しているが、国内有数の旅客路線を有する那覇空港の強みを活かし、貨物機に加え、旅客機による貨物輸送を積極的に活用するなど、空港機能を世界水準に高めることが重要な課題である。

必要性

- 東アジアの中心に位置する地理的特性は、物流面で優位性を発揮する一方、激しい国際競争の中で、競争力のある国際物流拠点を形成・発展していくには、国際物流ネットワーク構築、物流関連事業者の参入など国際物流拠点としての機能を世界水準に高めるための対策を強化する必要がある。
- 那覇空港を基軸とした国際航空物流ハブ機能の向上は、県産品の海外販路拡大を促進するとともに、EC商材、全国特産品等の輸出拡大への取組が進められ、本県及び日本の貿易振興が期待できる。

担当部課 商工労働部 アジア経済戦略課

提言する制度名

沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

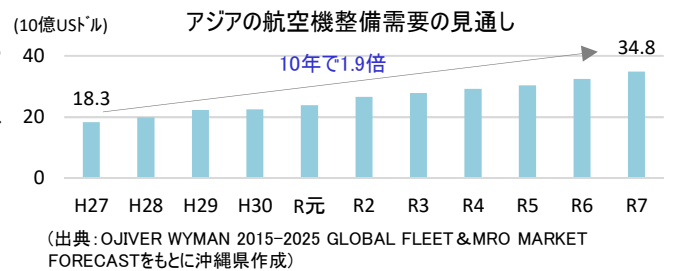
制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 旅客便、貨物便に加え、航空機整備を目的としたフェリー便を対象に加える。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

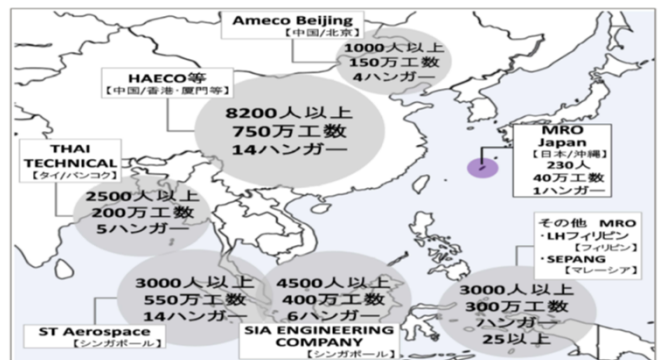
- 沖縄航空路線の航空機に対する航空機燃料税の軽減措置により、航空事業者の負担が年123億円(平成30年度)軽減され、沖縄路線就航の魅力のひとつとして、沖縄の観光産業の振興に大きな役割を果たしている。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、沖縄を訪れる観光客が激減し、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えた観光客の需要の取り込みが課題となっている。

- また、アジアにおける航空機整備需要が平成27年の約183億ドルから令和7年には348億ドルへと2倍近い拡大が見込まれており、沖縄の持つ地理的優位性を生かし、この需要を取り込むため、那覇空港内に航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用を開始した。



- 同施設は40万工数の実施が可能で、令和元年度では25万工数が実施され、さらなる需要の取り込みが可能となっている。
- 他方で、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しており(図1参照)、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくためには、地理的優位性を生かしつつ、国際競争力を一層高めることが課題となっている。

【図1】アジアの主な航空機整備事業者の拠点と規模



- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、沖縄を訪れる観光客が激減し、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据え、観光需要の取り込みを進めて行く必要がある。そのための取組のひとつに沖縄への就航路線の拡大があり、その推進を図るため、航空機燃料税の軽減措置の継続が必要である。
- また、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しているなかで、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくには、整備のために沖縄を訪れる航空機に対しても航空機燃料税の軽減を図り、国際競争力を高める必要がある。
- 当該整備施設の活用が今後図られることで、国際物流拠点としての国際競争力や航空機関連産業クラスターの形成を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出が見込まれている。

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 企業立地推進課、アジア経済戦略課



提言する制度名 着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 現行の軽減措置を沖縄特例として制度化し、法律に規定する。【拡充】
 - (1) 軽減措置の期限を1年から10年に延長する。
 - (2) 国際旅客便の着陸料を本則の1/6にする。
 - (3) 国際旅客便の航行援助施設利用料を本則の1/6にする。
 - (4) 旅客便、貨物便に加え、航空機整備を目的としたフェリー便を対象に追加し、貨物便と同等の軽減措置とする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 沖縄県への入域観光客数は、平成30年にはじめて1,000万人を超えるまで増加した。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月以降は訪日外国人旅行者の来県がなくなり、国内需要も大幅に減少したことで、沖縄観光コンベンションビューローでは令和2年8月26日に、令和2年の入域観光客数が前年比61.5%減の361万人になり、県内消費額が約5,000億円減少する可能性があるとの推計を発表したところ。
- 落ち込んだ県経済の回復、及び今後の一層の発展に向けては、縮小・撤退が危惧されている定期便をつなぎ止め、さらにウィズ・コロナ、アフターコロナの新たな環境下において既存路線の拡大及び新規路線の誘致を図ることが課題となっている。
- また、アジアにおける航空機整備需要が平成27年の約183億ドルから令和7年には348億ドルへと、2倍近い拡大が見込まれており、沖縄の持つ地理的優位性を生かし、この需要を取り込むため、那覇空港内に航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用を開始した。
- 同施設は40万工数の実施が可能で、令和元年度では25万工数が実施され、さらなる需要の取り込みが可能となっている。
- アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しており、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくためには、地理的優位性を生かしつつ、国際競争力を一層高めることが課題となっている。

- 着陸料等の軽減措置は航空輸送コストを低減し、航空ネットワークの維持・拡充に寄与している。特にLCCや規模の小さい離島地域の航空便に対して企業努力の及ばない公課費の軽減が与える影響は大きく、軽減措置の継続が必要である。
- また、対外貿易を行う製造業等が少ない沖縄県において、海外からの観光客を増やすことは外貨を稼ぎ域内経済を活性化させる上で有効な手段であり、このために航空旅客便の維持・拡大を図る必要がある。
- 島しょ県であり外国旅行やビジネス需要の期待が低い沖縄へ新規路線を誘致するためには、全国以上に就航におけるインセンティブが必要である。
- また、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化している中で、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくには、整備のために沖縄を訪れる航空機に対しても着陸料及び航行援助施設利用料の軽減を図り、国際競争力を高める必要がある。
- 当該整備施設の活用が今後一層図られることで、国際物流拠点としての国際競争力や航空機関連産業クラスターの形成を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出が見込まれている。

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 企業立地推進課、アジア経済戦略課

国際物流拠点の形成



提言する制度名 航空・宇宙関連産業活用推進制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 民間事業者が航空・宇宙関連事業を行うため、離島空港に整備する建物及び設備等に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- アジアの航空機整備の需要拡大が見込まれることから、沖縄の地理的優位性を活かしてその需要を取り込むため、本県においては、那覇空港に航空機整備施設を整備するとともに、その周辺への航空関連産業の集積に向けて取り組んでいる。
- アジアの航空需要の拡大により、航空機整備のみならず、パイロット養成需要等の幅広い航空関連の需要の拡大も見込まれることから、離島空港における需要の取り込みへの対応が課題となっている。
- 現在、下地島空港において空港及び周辺用地の利活用に取り組んでおり、平成31年3月に三菱地所株式会社がみやこ下地島空港ターミナルを開業し、同年5月に株式会社FSOが同空港を利用した航空パイロット養成を開始した。さらに、令和2年9月にPDエアロスペース株式会社から提案のあった「下地島宇宙港事業」について、県は同社と基本合意を締結した。
- 空港を活用した宇宙関連産業の取組は、他県でも進んでおり、北海道大樹町では、インターステラテクノロジズ株式会社による民間ロケットの打上げ、大分空港では米国企業のヴァージン・オービット社による航空機を利用した小型衛星の打ち上げ事業が計画されている。
- 離島空港においては、民間事業者による多様な空港活用の要望があるものの、東西約1,000km・南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる本県の地理的特殊性から、資材調達や雇用、建設費用等の確保が課題となっている。

必要性

- 航空・宇宙関連産業を離島空港で展開することによって、離島の新たな産業の創出が図られるとともに、既存の地場産業との連携を図ることで、離島全体の振興へとつなげていく必要がある。
- 本県の離島空港へ航空・宇宙関連事業を行う民間事業者の誘致に向けて、他地域との競争力を高めるため、民間事業者の実施する建物及び設備等への国の支援措置を創設する必要がある。

担当部課 土木建築部 空港課

国際物流拠点の形成



提言する制度名 国際海上物流ネットワーク形成促進制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 県民生活への負担や企業誘致の支障となっている割高な海上輸送コストの低減を促すため、海上物流ネットワーク形成に向けた新たな物流モデルやビジネスの創出による集貨・創貨などの取組に対する国の財政支援を創設する。【新規】
 2. アジアの物流ニーズに対応し国際競争力を高めるため、トランスファークレーンや物流センターの整備など、港湾機能向上の取組に対する国の財政支援を創設する。【新規】
- 【沖縄らしいSDGsの優先課題: P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

- 現状・課題**
- 島しょ県である本県で物資輸送の99%を担う海上物流は代替性に乏しく、他府県において地域間を繋ぐ鉄道や高速道路・国道等の交通機関と等しい産業基盤であると共に重要なライフラインである。
 - 好調な観光産業に後押しされ、那覇港の取扱貨物量は増加傾向であるが、沖縄の特殊事情である島しょ性による片荷輸送や内貿への偏重等が要因となった割高な海上輸送コストが課題となっている。
 - 一方で、本土拠点港湾の混雑、人手不足などを背景に、那覇港が日本本土と東南アジア間の中継港として機能し、海上輸送コストの課題解決を図る物流ネットワーク形成の実現性が高まっている。
 - しかし、アジアのダイナミックな物流に変化を促す取組や、アジアの物流ニーズに対応する国際流通港湾の機能拡充を図る施設設備の整備に際し、自治体単独の取組では対応に遅れが生じている。
 - 那覇空港拡張後、県経済の規模を拡大し日本経済再生のフロントランナーとなるには、アジア経済のダイナミズムをビジネスに具現化する港湾機能・産業集積機能の向上が課題である。

- 必要性**
- 片荷輸送の改善やスケールメリットによる海上輸送コストの低減を実現するためには、大規模な運賃支援と物流・商流の横断的な連携による、効果的な物流ネットワーク形成への取組が必要である。
 - 沖縄の地理的事情を優位性に転換し、急速に成長・発展するアジア諸国との国際競争力を向上させるためには、短期集中かつ大規模な施設設備の整備による国際流通港湾の機能拡充が必要である。
 - 物流・商流を連携した官民協働の取組が、国際競争力を向上させる海上輸送コストの低減や企業立地、雇用拡大を促し、日本とアジアの架け橋となる沖縄独自の自立型経済の構築に必要である。

担当部課 土木建築部 港湾課

国際物流拠点の形成



提言する制度名 港湾物流高度化等推進制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

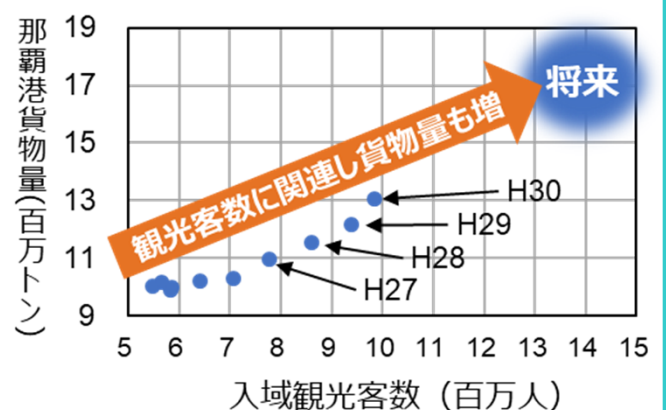
1. 地域拠点港湾の近傍に立地する民間物流施設について、施設整備に対する国の無利子資金の貸付制度を創設する。また、当該施設の高度化・効率化のために実施する整備に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】
2. 地域拠点港湾の港湾施設について、AI・IoT等の活用も含めた港湾物流の高度化・効率化を促進するため、施設整備に対する国の財政支援を創設する。【新規】
3. 地域拠点港湾を活用した新たな物流ネットワークの構築に資する、海上・陸上輸送支援の取組に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

現状・課題

- グローバリゼーションの進展に伴い多様化・大量化する近年の物流需要に対応するため、海上輸送の分野においては、港湾物流の高度化・効率化を推進し、物流ネットワークの構築及び物流コストの低減を図ることが重要である。
- 観光客増加等による好調な県内経済に伴い貨物量が年々増加している一方で、ホテルやマンションの建設の増加に伴い土地や建築工事の単価が高騰しており、物流倉庫の建て替えに必要な資金の確保が課題となっていることから、物流倉庫等に係る民間の投資を促進する必要がある。

観光客数と貨物量の関連



現状・課題

- 県内物流倉庫等は老朽化及び陳腐化が進んでいることに加え、保管容量が不足しており、台風時等における食料品や日用品の欠品・品薄の状況が改善されないことから、商品不足対策としての冷凍冷蔵機能を含めた倉庫整備が課題となっている。
- また、新しい生活様式への転換により、今後はEコマース事業の成長が見込まれるため、早くて・安く・正確な品質の良い“新たな物流”への対応が課題である。
- 陸運・海運等の物流事業者は那覇都市圏を中心に事業展開しており、地方拠点港湾を活用する物流ネットワークが不十分であるため、非効率な物流体系に起因する物流コスト高が生じている。
- 地域拠点港湾において、AI・IoT等を活用した港湾予約システムの導入など「スマートポート化」の推進や、貨物の取り扱い環境や品質を向上させる施設整備等、サプライチェーンの高度化・効率化を図ることが課題となっている。

必要性

- 生活物資供給の安定化・低廉化による生活水準の向上、台風や地震などの災害時における緊急物資確保のため、無利子貸付や国庫補助により民間物流施設の整備及び高度化・効率化を図り、安定的・効率的な物流環境の確保を促進する必要がある。
- AI・IoT等を活用した「スマートポート化」の推進や、貨物の取り扱い環境や品質を向上させる施設整備等への国庫補助により、港湾物流の高度化・効率化を図る必要がある。
- 港湾物流事業者への国庫補助により、海運・港運・陸運の連携による生産性の高い効率的な物流ネットワークを構築する必要がある。

担当部課

土木建築部 港湾課

提言する制度名 国有港湾施設の無償取得制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | ○ | — | — |

制度概要

1. 県内港湾の柔軟な利活用や円滑な港湾施設再編のため、国有港湾施設の無償取得制度を創設する。【新規】
 【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 島しょ県である本県の人流・物流を支える基盤として、港湾(41港)は重要な役割を果たしている。
- 現行制度は、国の負担により実施する国直轄事業等で整備された国有港湾施設は、国から港湾管理者に貸し付け、又は管理委託がされている。また、国が譲渡する場合には、原則有償譲渡となっており、港湾管理者に財政負担が生じるものとなっている。
- 県管理港湾には96の国有港湾施設があるが、その多くは復帰前後に整備されたものであり、相当の年数を経過しているなど、現状やニーズに合わない状況が生じている。
- 国際クルーズ船の寄港・就航促進に向けた整備など、社会情勢に応じた港湾の利活用を行うに当たり、国有港湾施設のままではその用途が限定されていることから、柔軟な利活用や再編に支障が生じている。

必要性

- 国際クルーズ船の寄港・就航に向けた港湾施設整備など、観光振興や地域振興に資する整備を円滑かつ柔軟に行うため、県内港湾に多数設置されている国有港湾施設について、港湾管理者が無償取得できる制度を創設する必要がある。

担当部課 土木建築部 港湾課



提言する制度名 陸地化した国有海浜地の有効活用制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 埋立により陸地化した国有海浜地の民間活用を促進するため、測量調査費用等に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 国有財産である海浜地の管理は、第1号法定受託事務として、県が行うこととなっている。
- 島しょ県である本県は、開発用地を確保するため復帰前から公有水面埋立により土地を拡大してきたこと、島しょ県であるため多数の港湾が必要であることから、陸地化した国有海浜地が多数存在していると考えられる。
- このような陸地化した海浜地については、海に近いという景観上の利点から、コテージやカフェとしての利用など潜在的なニーズはあるものの、民間活用に当たり、権限者の特定、測量調査等による境界確定や競争入札による売却手続の実施などの支障がある。

必要性

- 陸地化した国有海浜地の民間活用を促進し、地域における経済効果を発揮するため、その把握のための調査費用及び民間活用に向けて生じる測量調査費用等に対する国の財政措置を創設する必要がある。

担当部課 土木建築部 港湾課

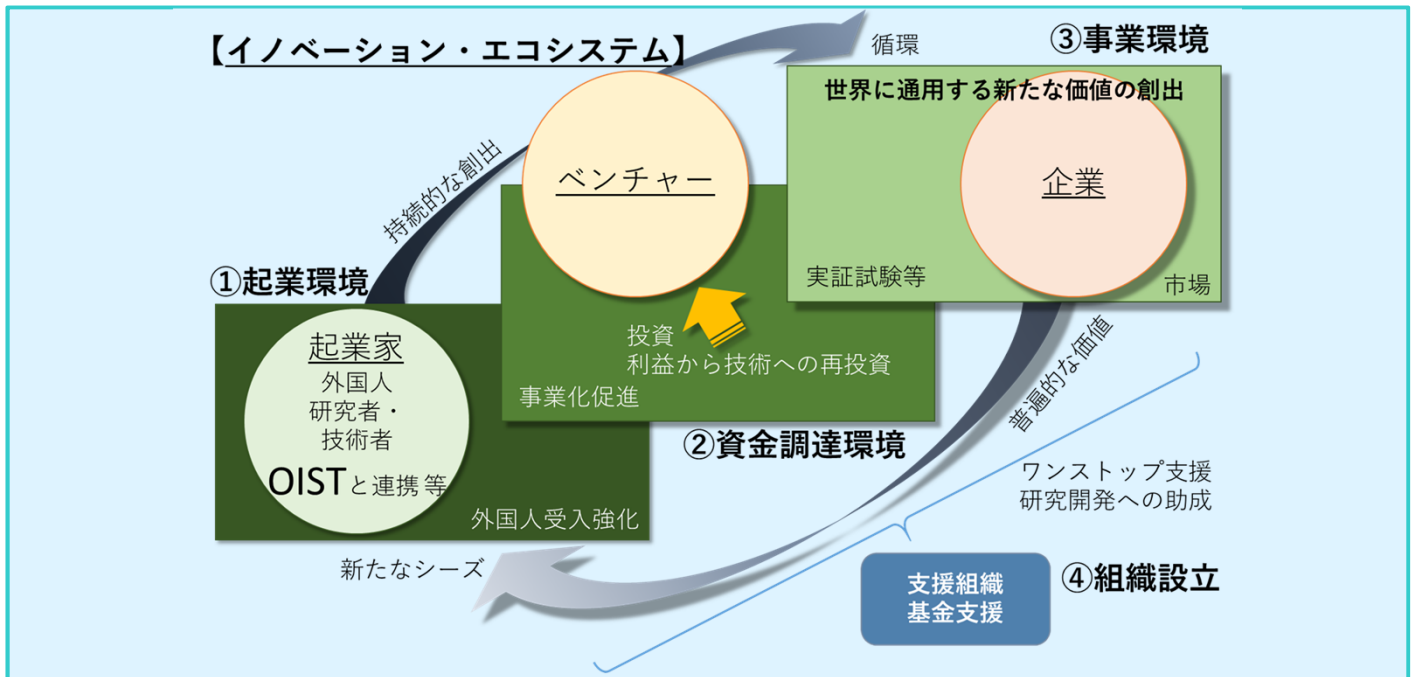
提言する制度名 イノベーションパーク特別地区

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|------------------|
| — | ○ | ○ | ○ | ワンストップ支援を行う組織の設立 |

制度概要

1. 沖縄県において、世界中のスタートアップ企業、外国人を含めた起業家を誘致し、OISTを核とした国際的なイノベーション・エコシステムを構築するために、税制優遇措置、既存制度の要件緩和等を幅広く行うイノベーションパーク特別地区制度を創設する。【新規】
2. 1の地区内で沖縄県が定める重点分野の事業を行う事業者に対しては、所得税、法人税、研究開発税制を、当該事業者に対して投資を行った者に対しては、エンジェル税制、オープンイノベーション税制、株式譲渡所得に係る優遇制度を創設する。【新規】
 - (1) 事業所得に係る所得税及び法人税の軽減。
 - (2) 研究開発税制の控除割合の拡充。
 - (3) エンジェル税制の適用要件の緩和。
 - (4) オープンイノベーション税制について、課税所得控除の拡充と適用要件の緩和。
 - (5) 株式譲渡所得に係る所得税及び法人税の軽減。
3. 1の地区内において、次の(1)から(3)に係る要件と(4)に係る規制を緩和する特例を創設する。【新規】
 - (1) 出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格(経営管理)について在留資格の要件を緩和。
 - (2) クラウド・ファンディングについて、開示規制に係る要件の緩和。
 - (3) セカンダリー・マーケットの規制の緩和。
 - (4) レギュラトリー・サンドボックス制度について、自治体へ権限を委譲。
4. 1から3までの創設した特例措置の円滑な活用に向けて、事業者や当該事業者へ投資する者をワンストップで支援するための組織を国が設立する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】



現状・課題

- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)等を核として、産学官が連携し、その研究開発成果等を活用して新事業・新産業等を創出する国際的な「知的・産業クラスター」を形成するため、各種施策を展開してきた。
- その施策による効果もあり、大学院大学等、大学発のベンチャー企業の創出や、うるま市州崎においてバイオ関連分野を中心に研究開発型ベンチャー企業数は増加しているものの、研究成果の事業化や外国人起業家支援の専門家の不足等により、イノベーション・エコシステムの構築、新たな産業の創出までは至っていない現状がある。
- OIST等の先端的な研究成果を活用する企業や研究機関等の集積を促進し、これら企業等と県内企業が連携することにより、県内産業の振興やイノベーションの創出に繋げるシステムの構築に取り組むこととしている。

必要性

- 国際的なイノベーション・エコシステムを構築し、世界中のスタートアップ企業、起業家を本県へ誘致するための税制優遇措置、既存制度の要件緩和等を幅広く行う特区制度の創設が必要である。
- 優れた技術等を有する外国人研究者・技術者等の起業家に対し、県内において、起業・事業化等をワンストップでサポートする支援組織の設立が必要である。

担当部課 企画部 科学技術振興課

提言する制度名 科学技術振興基金の創設

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 次の取り組みを行うため、県が設置する沖縄科学技術振興基金（仮称）の造成費に対する国の財政支援を創設する。【新規】
 - 沖縄県内において対象研究を実施する企業等の設立・研究開発に要する経費を助成する。
 対象研究：ディープテック
 対象地域：沖縄県内
 - イノベーションパーク特別地区において国が設置するワンストップ支援組織の運営に要する経費を助成する。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- これまで、知的産業クラスター形成に向け、大学と企業が連携した共同研究に対し支援を実施した事により、産学共同研究の推進や研究開発型ベンチャー企業等の集積が図られてきた。
- 一方、創薬等、沖縄県が成長分野に位置づけている「健康・医療」分野等は、実用化・事業化までに、多額の資金と長い研究時間が必要とされることから、大学と企業等が連携した共同研究につながらない・継続できない等の課題がある。また、イノベーション・エコシステムの循環的な仕組みを構築するためには、基礎研究だけでなく、応用研究や実証、製造、販売、事業化、投資企業等など、更なる企業の集積が必要である。
- さらに、優れた技術等を有する外国人研究者・技術者等の起業環境、これに対する投資環境等において、外国人起業家支援の専門家が不足している課題がある。

必要性

- 今後、沖縄が循環的に新たな技術シーズを創出し、技術者や企業、投資家等を惹き付ける魅力的な地域になるためには、企業や大学等の技術シーズについて、挑戦的に事業化を目指せる仕組みを構築する事が重要であり、基金により技術シーズが効率的に事業化を目指せるよう戦略的な研究開発支援等を行うなど、長期間安定的かつ継続的な支援に取り組む必要がある。
- また、起業・事業化等をワンストップでサポートする組織の運営支援に取り組む必要がある。

担当部課 企画部 科学技術振興課

提言する制度名 **パテントボックス税制の創設**

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

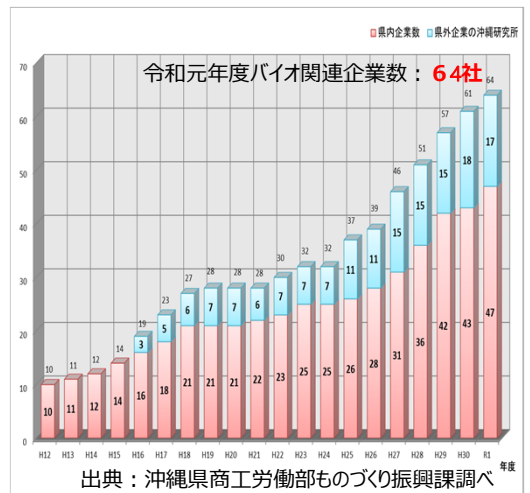
制度概要

- 次の(1)と(2)で取得した知的財産から生じた課税所得について税制の優遇措置を創設する。**【新規】**
 - 新たに県内に設立される法人が取得した知的財産。
 - (1)の法人と県内の既存の法人が共同で研究開発を行い取得した知的財産。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 近年では、企業が本県に進出する要因が「アジアの物流ハブとなり得る地理的優位性とリゾート・ITなど産業優位性を活用」に変化してきており、国内企業のみならず、海外企業との連携も視野に入る状況となっている。
- 加えて、本県には、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進する沖縄科学技術大学院大学(OIST)が設立されており、OIST発の先進技術を有するスタートアップベンチャーの創出や世界中からの研究関連企業の集積も期待される。
- また、これまで、県内企業の研究開発補助等の特許創出を促進する施策や企業育成のためのインキュベーション施設の整備等を展開してきており、県内のバイオベンチャー等企業数を例に挙げると、令和元年度末で64社となっている。

本県のバイオ関連企業数の推移



現状・課題

必要性

- 本県に進出する企業の要因(ニーズ)を的確に捉えて、グローバル企業含めた誘致を積極的に進めるため、企業誘致のインセンティブを高める制度の創設が必要である。
- また、本県における特許等の出願件数は増加傾向にあることもあり、知的財産の活用による費用を抑えられる制度を創設することで、県内又は国内の未利用特許の活用が促進され、新たな投資の呼び込みが期待される。

担当部課 **商工労働部 産業政策課**

提言する制度名 経済金融活性化特別地区

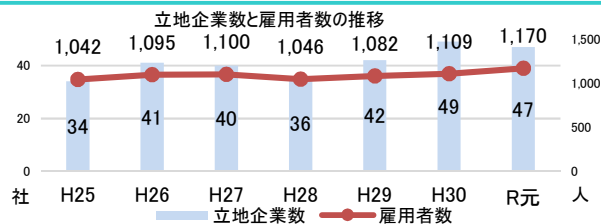
| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 事業認定について「法人設立10年間」を「県知事の認定を受けてから10年間」へ緩和する。【拡充】
3. 特定経済金融活性化産業に「環境保全に関する産業」を追加する。【拡充】
4. 次の(1)及び(2)の税制の優遇措置を創設する。【新規】
 - (1) 対象企業に就労する高度外国人材に対する所得に係る課税を10年間免除。
 - (2) 特区内に立地する法人又は居住する者が有価証券の譲渡で生じた所得を非課税。
5. 次の(1)から(4)のとおり税制の優遇措置を拡充する。【拡充】
 - (1) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る一つの生産設備の取得価額の下限を1,000万円から500万円に引き下げ。
 - (2) 法人税の投資税額控除に係る対象資産にソフトウェアを追加と対象資産の取得価格の下限を100万円から50万円に引き下げ。
 - (3) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る建物附属設備を建物と同時に取得する要件の廃止。
 - (4) 法人税の投資税額控除の対象範囲に物件賃貸費と人材育成・確保に要する費用を追加。
 - (5) 事業税、固定資産税、不動産取得税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を10年間(現行5年)へ延長する。
6. 対象企業に就労する場合の高度人材ポイントの特別加算を創設する。【拡充】
7. 本制度による優遇税制等を活用した事業者に、活用実績報告を義務付ける。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

- 平成25年度から令和元年度までに金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から47社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,170人へ増加しているが、目標値に達していない。
- 立地企業においては、就労する人材の確保や、育成等が事業を拡大するうえで課題となっているとの声がある。
- 所得控除の対象事業者の認定要件は、「法人設立から10年間」となっていることから、知事の認定を受けるまでに期間を要した場合、認定期間が短くなり、税制優遇措置の対象から除外される場合がある。
- 税制優遇措置については、対象となる生産設備一つあたりの取得価額の下限が1,000万円となっていることについて、立地を検討している企業からはその引き下げの要望がある。また、対象資産にソフトウェア(無形資産)が含まれていない。さらに、取得価額が100万円未満の資産が対象外となっていることで、小規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。建物附属設備の取得が建物と同時であることが要件となっていることから、事業拡大のための建物附属設備単体での設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- アジアの高度外国人材について、日本で最も近接する沖縄に取り込み、金融ビジネス等の活性化に資することが期待される。



| | R1 | R3(目標) | 差 |
|-------|--------|--------|------|
| 立地企業数 | 47社 | 65社 | 18社 |
| 雇用者数 | 1,170人 | 1,694人 | 524人 |

- 北部地域の経済基盤は未だ他圏域と比較して弱く、北部圏域の産業の振興や沖縄の均衡ある発展に向けては、企業誘致の更なる加速化や企業の生産性向上を図るための施策を講じていく必要がある。



提言する制度名 農林水産物条件不利性解消制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | ○ | — | ○ |

制度概要

1. 県の定める戦略的な県産農林水産物の県外出荷にかかる輸送費の負担の低減を図るため、国の財政支援を創設する。【新規】
2. 県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げなど、県産農林水産物の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた国の財政支援を創設する。【新規】
3. 県産農林水産物の流通条件が悪化した場合に、県内外の物流機能の改善を図るため輸送機関へ国が財政支援を行う、セーフガードを創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

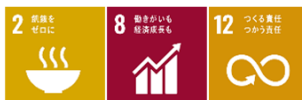
現状・課題

- 本県は離島県であり、全国を縦断する鉄道や高速道路を介した物流ネットワークを直接活用できないことから、トラック輸送を基本とした他県に比べて、航空輸送などの物流コストが必然的に生じている。
- 沖縄振興特別推進交付金を活用して、直近の他県までの輸送費相当分を支援し県外出荷の拡大を図る施策により、県内生産活動が喚起され、農業総産出額、漁業産出額ともに増加している。
- 県外出荷は、JAおきなわ等の系統出荷が中心であるが、品目によっては販売先の多様化に応じて小ロット、多頻度での航空輸送も多くある。
- 県外出荷の更なる拡大にあたっては、より大消費地に近い場所で農林水産物を保管することなど、消費者のニーズに即したサプライチェーンの構築が課題となっている。また、市場に近接した物流貯蔵施設などを確保することにより、これまでの航空輸送から船舶輸送を基本とした輸送コストの低減が期待できるが、生産地から市場までのコールドチェーン体制の構築も課題となる。
- 県内の消費者・業務用需要者等の多様なニーズへの対応と、生産者や事業者の持続可能な経営の効率化等に資する県内サプライチェーン体制を構築するためには、低温施設、保存施設の整備のほか、デジタル技術を活用した商品・物流情報のデータ連携など中央卸売市場の機能強化と、施設の老朽化に伴う各種施策への取組も重要である。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い航空便が著しく減便となり、農林水産物の物流に大きく影響を及ぼしたことを踏まえ、災害や感染症の発生に伴い県外出荷の流通条件が悪化した場合に備え、緊急避難的に販路の維持を図るため、輸送事業者に対する支援も重要である。

- 農林水産物の市場競争力を確保するため、輸送費負担の低減に向けた国の支援は不可欠である。
- 農林水産物の県外出荷の持続的な拡大等に向けて、市場に近接した立地での出荷調整等を行うための物流貯蔵施設等の確保や、船舶輸送を基本とするコールドチェーン体制の構築など総合的な物流コストの合理化に向けた取組を推進するため、国の財政支援が必要である。

担当部課

農林水産部 流通・加工推進課



提言する制度名 農山漁村地域振興制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | ○ | — | ○ |

制度概要

- 農山漁村地域に属する市町村を国と県が支援する地域振興制度を創設する。【新規】
 - 市町村は、地域特産物について、IoTやICTを活用した効率的な生産から加工、販売及び地域資源の利活用などに関する計画を作成する。
 - 国及び県は、当該計画の実現のため、域外販売に伴う移出コストの軽減、本島と離島間の生産条件の格差を是正する移入コストの軽減など流通・加工対策に要する財政支援を行う。
 - 国及び県は、農観連携やICTを活用したオンライン関係人口の創出等、地域間交流の拡大に向けた総合的な支援を行う。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

現状・課題

- 本県の農山漁村地域にある市町村の多くが人口減少や高齢化の進展等に直面している一方で、地域を訪れる観光客の増加によって地域間交流は増加傾向にあるなど地域経済拡大の機会が到来しているものの、農林水産業の分野においてそれを十分に取り込めていないのが現状である。
- 県が定める戦略品目については県外出荷の取組の実施により出荷量が拡大している一方で、市町村の地域特産物については主に個人消費向けの直接販売等のため、スマート農林水産業の導入なども含めた生産から地産地消、域外への販売促進までのフードバリューチェーンの再構築が課題となっている。
- 離島地域は、本島地域に比べて生産資材の移入コストが割高となっており、持続可能な農林水産業の発展を図るためにも、生産条件に関する構造的な改善が課題となっている。
- 農山漁村地域の市町村においては、人口減少や高齢化が進展しており、当該地域内だけでの農業振興を図るには限界があることから、地域間交流の促進への取組が課題となっている。

- 持続可能な農山漁村地域の維持・発展に向けて、地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出するため、域内で生産した農林水産物の域内消費の推進と同時に、域外への販売の拡大に向けた取組に対する国と県の総合的な支援が必要である。
- また、人口減少や高齢化が進展する農山漁村地域において、農業振興を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、そのための市町村の取組に対して国と県は配慮が必要である。

担当部課

農林水産部 流通・加工推進課、漁港漁場課、森林管理課、村づくり計画課



提言する制度名 特殊病害虫対策制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 県が実施する特殊病害虫対策への国の財政支援(交付金制度)を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

現状・課題

- 国境に位置し、特殊害虫の発生地域と接している沖縄で防除技術の研究を行い、防除を継続して実施していることにより、国内への特殊病害虫の侵入及び定着を防いでおり、国内産農産物の国外輸出が可能になるなどの国益を支えている。
- 平成23年度まで国は特殊病害虫対策に要する経費の全額を国庫補助金で措置しており、年度途中で県が追加対策を実施した場合は国庫補助金の追加交付があった。しかしながら、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、交付金事業で当該対策をするようになってからは、県が対策費用の一部を負担することになるとともに、追加で対策を実施しても国庫支出金の追加交付はなくなった。
- 昭和61年に根絶されたミカンコミバエの再侵入警戒調査による誘殺頭数は、近年急激に増加傾向にあり、同時に複数箇所です誘殺が確認されるなど、追加調査や初動防除の実施に際して人員等の調達に難渋する状況がある。加えて、新たな侵入害虫の定着が確認され、調査の実施や対策の研究を行う必要が生じるなど、防除に係る負担は増加している。
- ウリミバエ等の防除には不妊虫放飼法以外の手法が存在しないことから、再侵入防止対策を実施するためには不妊虫の大量増殖を行い放飼する必要がある。しかしながら、当該対策の継続にあたっては、老朽化が進む不妊虫大量増殖施設及び設備の早急な更新と新たな侵入害虫対策のための技術の導入が課題となっている。

必要性

- おきなわブランドイメージの成長のためには、特殊病害虫の防除対策の確実な継続が必要である。また、国産農産物の輸出にあたっては、国内で特殊病害虫の発生がないことが条件とされることもあり、国境に位置する本県が、引き続き、特殊病害虫の防除等を実施し日本国の防波堤として役割を担っていくには、老朽化した施設及び設備の更新等も含め、対策に要する費用の全額を国庫支出金で賄い、不測の事態に備える必要がある。

担当部課 農林水産部 営農支援課



提言する制度名 沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | ○ | — | — |

制度概要

1. 農業・水産業労働力の確保に向けた次の支援を行うため、国の財政支援の下、基金（農業・水産業）を設置する。【新規】
 - (1) 新規就業者など農業・水産業担い手育成確保に向けた取組への支援。
 - (2) 監理団体への外国人材受入れに係る入国費用等の支援の拡充。
 - (3) 新規就業者や外国人材等の住居確保支援。
 - (4) 最低賃金（全国平均）との格差の補てん。
2. 小規模離島等において、新規就業者や外国人材等の住居確保に向けた既存の施設の利用制限等の要件を緩和する。（農業）【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 平成24年から令和元年までの新規就業者は農業2,542名、漁業1,184名となっており、外国人材についても年々増加している。国家戦略特区制度に基づく農業外国人材受入れ支援事業によって受け入れた人数は96名となっており、加えて、特定技能制度による雇用者数も増えている。
- さらなる、新規就業者として若年層の取り込みと、労働力の確保に向けた外国人材の受け入れを推進するにあたっては、受け入れに向けた環境等の整備が課題となっている。
- 初期投資の負担・漁業制限などにより、新規漁業就業者の経営安定化が難しいことから、その定着が課題となっている。
- 本県における10年後の年齢別農業就業人口は、農業が現在の19,916名から13,259名に、漁業が3,686名から3,457名に減少する試算となっており、景気好調による他産業への人材流出など、更なる就業者数の減少が見込まれている。
- 本県の最低賃金は全国平均と比べ低い水準にあることから、外国人材の賃金も低い水準に設定されるため、より賃金の高い地域へと流れることから定着が課題となっている。

- 農業・水産業生産の維持・発展のため、担い手育成確保と併せて外国人材等の受入れに向けた総合的な担い手・労働力の確保対策をより推進するため、国の財政支援が必要である。
- 小規模離島等において、新規就農者や農業外国人材の受け入れに向けて、住居の確保を容易にするため、利用者が制限されている施設等の入居要件の緩和や既存施設の改修を含めた住居確保支援を行う必要がある。

担当部課

農林水産部 営農支援課、水産課



提言する制度名 沖縄産含蜜糖生産振興支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- (1)から(3)について交付金を交付するため、国の財政支援のもと、含蜜糖振興対策基金を創設する。【新規】
 - 含蜜糖原料作物(さとうきび)生産者の所得確保対策。
 - 含蜜糖製造事業者の経営安定化に向けた支援。
 - 需給調整を図るため必要量の買い上げ。
- 各含蜜糖生産事業者が生産し販売する沖縄産含蜜糖の一定量を一元的に販売するため体制整備に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④】

現状・課題

- 含蜜糖生産地域は小規模離島であり、遠隔性・狭小性等地理的条件不利性が大きいこと、さとうきび以外の代替性に乏しく、収穫した原料を島外に搬出して加工することが不可能であることから、気象災害等により生産者や製造事業者の経営が不安定である。
- 分蜜糖は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律により、甘味資源作物として価格が保証され、かつ、原料糖については全量買取されている。一方、含蜜糖は甘味資源として扱われていないことから、価格が保証されておらず、黒糖の販売が滞ると、事業者の収益に大きく影響し、不安定な経営が強いられている。
- 価格保証のための分蜜糖に関する交付金は、(独法)農畜産業振興機構が管理する調整金を原資とし、予算年度を跨いだ交付が可能である。
- さとうきび原料の豊凶変動等に伴う含蜜糖製造量の増減幅が大きく、市場需要に対して安定的な供給体制が課題である。

必要性

- 県内小規模離島で生産される含蜜糖に関して、製造事業者の経営安定及びさとうきび生産者の所得確保を図るためには、気象災害や景況等に左右されない支援制度(基金創設、生産者及び製造事業者向け交付金、保管調整用黒糖の買い上げ等)の創設が必要である。

担当部課 農林水産部 糖業農産課

提言する制度名

新たな沖縄糖業高度化推進支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 高機能製糖施設整備に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 糖業副産物高度総合利活用施設整備に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④、P3-⑦】

現状・課題

- さとうきびは本県の基幹作物であり、製糖事業者を含め、地域経済を支える極めて重要な役割を担っている。
- 多くの県内分蜜糖製糖工場は、既存施設のほとんどが建設から50年以上を経過しており、建屋や設備等の老朽化による操業トラブルが頻発するなど、操業停止によるさとうきびの安定的な買入が懸念されている。
- 分蜜糖地域におけるさとうきび原料についても、生産者の減少・高齢化により栽培面積が減少しているうえ、気象災害等により原料確保が困難となり、工場経営が厳しい状況となっている。
- 新たな工場建設に係る費用は、極めて高額になることが見込まれるが、工場経営が厳しいなか、既存の設備更新等に係る補助事業では対応が困難である。
- 製糖工程から発生するバガス、トラッシュ等の副産物は高付加価値化による他産業との連携の可能性は高いものの、主に有機質肥料としての利用に限られており、地域の実情に応じた利活用が求められている。

- 県内分蜜糖地域におけるさとうきび生産者の所得確保及び製糖事業者の経営安定に加え、地域産業の活性化を図る上では、「働き方改革」等社会情勢の変化に対応する省エネルギー化、省力化、AI、IoT技術の活用による製造ラインの自動化等に資する高機能製糖施設整備が必要である。
- 従来の粗糖生産だけでなく、バガスやトラッシュ等の製糖副産物の高付加価値化や環境に優しいエネルギー開発等沖縄らしいSDGsの理念を踏まえた新たな産業拠点としての施設整備に係る国の支援が必要である。

担当部課

農林水産部 糖業農産課



提言する制度名 沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 農業共済制度の農家負担掛金を軽減するため、共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げる。【新規】
2. 園芸施設の自然災害による被害を軽減するため、強化型耐候性施設の導入及び既存施設の補強・改修に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④、P2-⑥】

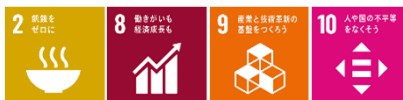
現状・課題

- 農業共済の掛金率は過去20年間の被害率を基に設定されるため、台風等の影響による農業被害が多いことから(過去20年平均約26億円)、沖縄県の農家は、全国と比べて高額な共済掛金を支払わなければならない、加入率が低迷している。特に、園芸施設共済については、全国一低い状況となっている。
- 平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用した農家の共済掛金の負担軽減を図る「沖縄型農業共済制度推進事業」を実施したことで、園芸施設共済の加入率は、平成24年度の19.1%から平成28年度の24.6%へと5.5ポイント上昇した。しかしながら、全国との共済掛金の差が縮まらないことから、令和元年度の加入率は20.3%と低い状況が続いている。
- 本県の農産物の拠点産地における戦略品目の生産量を安定的に確保し、かつ、生産量の拡大を図っていくには、台風等の被害から農作物を守る耐候性のある施設の導入を推進する必要があるが、高額な農家負担が課題となっている。また、台風等により被害を受けた際の施設の補修を補償する園芸施設共済への加入も、施設の整備と併せて促進する必要があるが、その共済掛金が高いことが課題となっている。

必要性

- 共済掛金の負担が大きく、加入率は全国に比べ低い状況にあることから、加入率の向上に向けて農家負担の軽減を図るため、共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げる必要がある。
- 農家経営の安定化を図り、持続可能な農業の促進に向けて、台風等の気象災害による被害が多い沖縄においては、台風等の被害から農作物を守る耐候性のある施設を導入する必要があることから、当該施設の導入促進に向けて、国の支援が必要である。

担当部課 農林水産部 糖業農産課、園芸振興課



提言する制度名 島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | ○ | — | — | — |

制度概要

1. 離島地域(特に無獣医地区)において、情報通信機器を活用した産業動物の効率的な診療体制の構築に向けた国の財政支援を創設する。【新規】
2. 県外の獣医大学に地域枠と編入制度を創設する。【新規】
3. 沖縄県農業共済組合が設置する家畜診療所に勤務する産業動物獣医師の手当の拡充や住居の確保に要する費用、診療所の運営費に対して国の財政支援を創設する。【新規】
4. 産業動物獣医師を目指す学生への修学資金の上乗せ支援に要する費用に対して国の財政支援を拡充する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 本県の肉用子牛取引頭数は全国で4番目に高く、繁殖素牛の生産基地としての地位を確立しているものの、不十分な飼養管理や獣医師への診療依頼の遅れ等の理由から子牛の疾病及び死亡事故の発生率が高い状況にある。また、発情見逃し等の理由から母牛の分娩間隔が長くなる傾向にあり、子牛の生産率が低いことなどの課題を抱えている。
- 県内の主たる繁殖素牛産地である宮古地区と八重山地区においては、産業獣医師1人当たりの対応牛群は、宮古地区1,700頭、八重山地区2,500頭と全国でも突出して高い状況となっている。
- 更なる畜産振興に向けて、農家の予防衛生管理技術の向上や飼養管理など、子牛の生産率を高めるための取組や円滑な獣医療の提供体制の確保が課題である。
- 慢性的に産業動物獣医が不足している状況にある中で、離島地域の家畜診療は移動と診療に日数を要することから、当該診療所に勤務している獣医師だけの対応ができずに他の家畜診療所へ応援を要請する事態も発生している。このため、勤務する獣医師の確保や診療業務の効率化が課題となっている。

- 本県が繁殖素牛産地として地位を確立していくには、子牛の疾病及び死亡事故の発生率や母牛の分娩間隔、子牛の生産率などの改善に取り組むこととしており、産業獣医師の確保や診療業務の効率化に向けて、国の支援制度を創設する必要がある。
- 現状の慢性的な産業獣医師不足（早期離職、確保困難）や島しょ県ならではの問題（離島が多い、通行手段が少ない、転勤が多い等）の継続は、産業獣医師の労働環境の悪化を招き、産業獣医師のさらなる不足を助長し、適切な産業動物の獣医療の提供が困難となるため、実行性のある産業動物獣医師確保や診療業務の効率化に向けた制度を創設する必要がある。

担当部課 農林水産部 畜産課

提言する制度名 漁港の衛生管理体制の強化【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 漁港の衛生管理体制強化のため、水産基盤整備事業における「荷さばき所」に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から2/3へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 近年、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月13日公布)による「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の義務化等、水産物の衛生管理体制を取りまく環境は大きく変化しており、それに合わせて水産庁より「漁港における衛生管理基準」が令和2年6月に改訂された。
- 本県においても「水産業の成長産業化」を推進しているものの、荷さばき施設の老朽化が進行しており、水産物の衛生管理の面で十分な対応ができないおそれもあることから、県が推進する「産地の価格形成の向上」の取組に悪い影響を及ぼしている。
- 近年、大手のスーパーなどは、水産物の衛生管理体制が十分でないと取引が行えず、「水産業の成長産業化」の推進に向けて、高度な衛生管理体制の構築が課題となっている。
- また、漁港の整備は、国庫補助率が9/10の「水産基盤整備事業」を活用し、整備を進めている。しかしながら、同事業では「荷さばき施設」の整備に係る国庫補助率は5/10と、高率補助制度の対象となっていないことから、より国庫補助率の高い「浜の活力再生・成長促進交付金(国庫補助率2/3)」を活用し、後日、荷捌き施設の整備を実施している。
- 「浜の活力再生プラン」は、全国一律の補助制度で、国の予算規模が小さいため、事業を申請しても採択待ちとなる。

水産基盤整備事業における補助率



- 水産物の衛生管理体制を取り巻く環境は大きく変化しており、食の安心・安全を高めるとともに消費者のニーズに応えていくためには高度な衛生管理が可能な荷捌き施設の整備が求められている。他の漁港施設と一体的な整備を行い高度管理型荷捌き施設の整備を推進していくため、当該施設に係る国庫補助率(1/2)を「浜の活力再生・成長促進交付金」における荷捌き所の国庫補助率(2/3)まで引き上げる必要がある。

担当部課 農林水産部 漁港漁場課

安定したエネルギーの提供



提言する制度名 電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

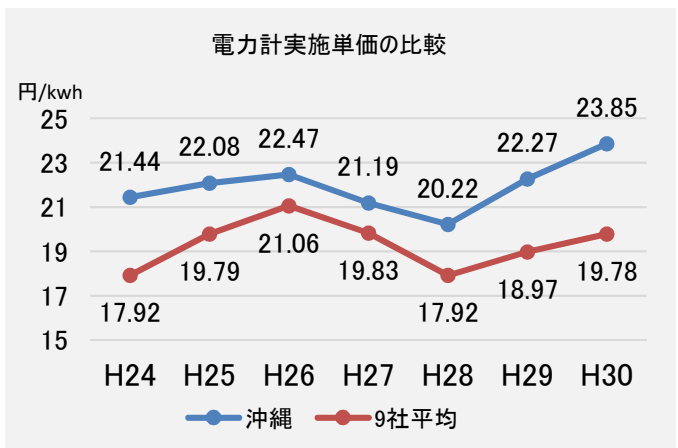
制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
 - (1) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置。(固定資産の課税標準を2/3)
 - (2) 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の石油石炭の免税。(発電に要する石炭、液化天然ガスの引き取りに係る税の免除)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 本土から遠く離れているため、他の電力会社との電力の広域融通(広範囲での需給調整)の枠外にあり、安定的な電力供給のためには、高い供給予備力が必要である。
- 広域な海域に島が点在しており、供給コストの高い離島を多く抱えている。
- 地理的・地形的・需要規模の制約により、水力発電や原子力発電の開発が困難なことから、化石燃料に頼らざるを得ない。
- これらの構造的不利性に起因し、県内の電気料金は、県外の旧一般電気事業者9社の平均電気料金と比較して高い状況にある。
- 一方、国は非効率な石炭火力発電所について、段階的な休廃止策を検討している。
- 県内の石炭火力は、すべて非効率な発電所に該当している。



- 県では、宮古島における電力の需給調整システム構築や、波照間島における再生可能エネルギーを活用したモーター発電機導入の実証等、SDGsの理念を踏まえ、県内の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところである。
- 一方、地理的・地形的・需要規模の制約により水力発電や原子力発電の開発が困難なこと等から、安定供給のためには石炭火力に頼らざるを得ない状況であり、台風や地震等の大規模災害の発生時においても、電力は欠くことのできないエネルギーとなっていることから、電力の安定的かつ適正な供給の確保のためには、当面の間、本制度の継続が必要である。

担当部課 商工労働部 産業政策課

安定したエネルギーの提供



提言する制度名 エネルギー安定供給支援制度

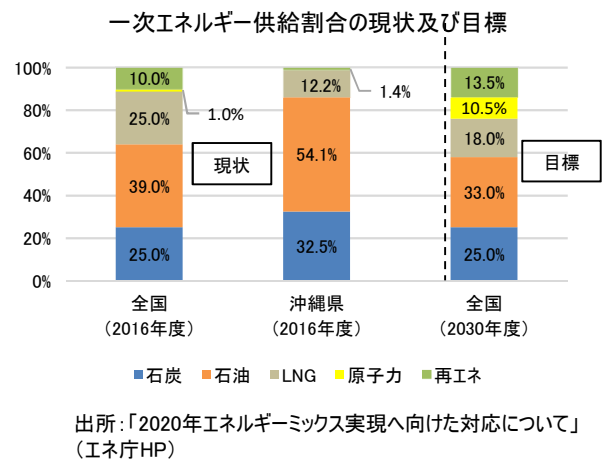
| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | ○ | — | ○ | ○ |

制度概要

1. 沖縄振興特別措置法へ「ガスの安定的かつ適正な供給の確保」に関する規定を追加する。【新規】
2. 再生可能エネルギー活用設備、蓄電池設備（民生用含む）、LNG供給設備等の導入に対して国の財政支援を創設するとともに、事業の用に供した初年度分の固定資産税を軽減する措置（課税標準2/3）、並びに、軽減措置による減収相当額を普通交付税等で補てんする措置を創設する。【新規】
3. 風力発電設備設置に関する基準（設計風力基準風速分布）を緩和する、または、可倒式タイプ等の局地風速を受けない対策を実施した場合の審査基準を創設する。【新規】
4. ガス事業分のLNGにかかる石油石炭税を免除する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 電力需給規模や地理的な条件などから、国のエネルギー基本計画における、ベースロード電源の内、石炭以外の地熱、大規模水力、原子力の導入が困難。
- 送電網への接続容量の制約により、太陽光電源の接続可能量が上限近くに達しており、再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。
- 国内の風力発電設備設置に係る審査基準が厳格化されており、県内に設置するための審査基準を満たす設備が国内外において製造されていない。
- エネルギーの需要規模が小さいこと等から、埋設導管によって天然ガスを供給する事業者の数が少なく、一部のエリアでしか天然ガスを利用できない。本県の全国面積比率が0.60%に対して都市ガスの全国導管延長比率は0.26%となっている。



- 本県は、構造的不利性から電源構成、一次エネルギー供給内訳が本土と大きく異なり、国の掲げる2030年のエネルギーミックス目標を本県で実現することは難しい状況にあることから、再生可能エネルギーや天然ガスの利用を促進し、環境に配慮した沖縄独自のエネルギーミックスを実現するための制度の創設が必要となっている。

担当部課 商工労働部 産業政策課、環境部 環境再生課



提言する制度名 産業高度化・事業拡大促進地域

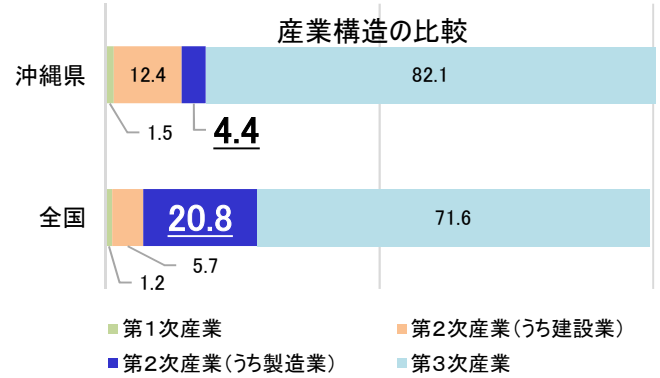
| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】
2. 制度の名称を「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業高度化・事業拡大促進地域」に変更する。【拡充】
3. 税制優遇措置を拡充する。【拡充】
 - (1) 法人税の投資税額控除に係る対象資産にソフトウェアを追加し、取得価額の下限を100万円から50万円に引き下げる。
 - (2) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る取得価額の合計20億円を限度額とする規定を廃止する。
 - (3) 法人税の投資税額控除及び特別償却に係る建物附属設備を建物と同時に取得する要件を廃止する。
 - (4) 特別償却の割合を、機械等については34%から50%に、建物等については20%から25%に引き上げる。
 - (5) 事業税、固定資産税又は事業所税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間5年間を10年間へ延長する。
4. 対象業種を見直す。【拡充】
5. 本制度による優遇税制等の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】
6. 措置実施計画の認定申請の際に提出する書類の記載内容を簡略化する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑤】

- 税の軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定件数が着実に増加し、製品の開発力や技術の向上等に寄与している。
- 一方で、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は、約4.4%(H29年度)で、全国平均20.8%と比較して大きく下回っており、製造業等の集積や拡大が課題となっている。
- 平成24年度に「事業革新促進」が追加された。「事業革新」とは、地域資源を活用した新事業の創出等が要件となっているところ、その要件を充たす措置実施計画の認定実績がないため、その要件の見直し等が課題となっている。



- 現在、税制優遇措置の対象となる資産にソフトウェア(無形資産)が含まれていないことが、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が高まるテレワーク環境の整備に必要な設備投資を促すことができない等の課題がある。また、取得価額が100万円未満の資産が対象外となっていることで、小規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。さらに、20億円を超える資産を取得した場合、超過部分については税制優遇措置の対象となっていないことから、20億円以上の大規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- 建物附属設備の取得が建物と同時であることが要件となっていることから、更なる産業の高度化又は事業拡大のための建物附属設備単体での設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- 特別償却割合については、現在の償却率は本県の他の税制優遇制度の償却率に比べて低いことから、他制度に比べ税制優遇のメリットが小さいことが課題となっている。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要する場合があります、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 措置実施計画の認定申請書については、記載方法を簡略化し、申請者の負担軽減を図る必要があることから、その記載方法等の見直しが課題となっている。

- 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出に関し、高い優位性及び潜在性を有している。
- 産業の高度化等による生産性若しくは生産額の向上又は稼ぐ力の強化に向けて、産業高度化・事業拡大に資する製造業等の集積やものづくり産業を支えるサポーター産業の設備投資や研究開発等を促進するため、税制優遇措置の拡充を図る必要がある。

担当部課 商工労働部 企業立地推進課

提言する制度名 沖縄県産酒類製造業振興事業

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | ○ | — | — | — |

制度概要

1. 県産酒類の販路拡大や酒類の多様化等の取組に対する国の財政支援の創設及び規制緩和を行う。【新規】
 - (1) 酒類製造業の実施する戦略的なマーケティングに基づく製品開発やプロモーション及び物流コスト低減に資する取組など、販路拡大の取組への支援。
 - (2) 多様な県産原料を活用した様々な酒類の製品開発に対して、製造免許の規制緩和や、沖縄に適した製造方法等に係る技術研究への支援。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 現状・課題**
- 酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあって、重要な地場産業のひとつであり、離島を含めた県内各地に酒造場が所在し、それぞれの地域の経済や雇用を支えている。
 - 人口減や飲酒人口の高齢化による酒類市場全体の縮小に加え、消費者嗜好の多様化による他酒類との競争激化など、県内酒類製造業の経営状況は厳しい状況にある。

- 必要性**
- 県内酒類製造業の経営基盤を強化し、「稼ぐ力」を高めて移出産業として成長していくよう、国内外への販路拡大や酒類の多様化、多面的な支援を実施する必要がある。

担当部課 商工労働部 ものづくり振興課

提言する制度名 沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 観光、ものづくり、農業、物流などの経済分野や医療、介護、教育などの社会分野において、様々な県内中小企業や小規模事業者、組合、法人等が、県内IT企業と連携して沖縄の実情を踏まえたデジタルトランスフォーメーションの取組を推進していけるよう、新たな財政支援を創設する。【新規】

※現行の「IT導入補助金」を参考に沖縄の実情に則した国庫補助制度を創設。

- 医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人等を含む中小企業・小規模事業者等向け新事業支援体制「沖縄県プラットフォーム」が実施するデジタルトランスフォーメーション促進に係る支援及びデータ連携・利活用等の取組に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」(2019年3月 沖縄総合事務局経済産業部)によると本県の労働生産性は全国最下位であり、一人あたり県民所得の低さに影響を及ぼしていると考えられる。
- 全国の約2倍の水準にある子どもの貧困率や全国一高い保育所入所待機率、ほとんどの離島で進む人口減少など、社会課題解決に係るデジタル技術の活用が求められている。
- 更に、新型コロナウイルス感染症の流行は、観光産業を中心とする県内企業の事業環境を極度に不安定化させており、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めつつ、経済的損失を最小化し、落ち込んだ経済からの回復には、デジタルトランスフォーメーションの推進の重要性が増している。
- 県内情報通信産業においても、労働生産性が全国最下位にあり、その要因として、従来の下請け中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が進んでいないことが挙げられる。

- IT導入補助金など、現行の国の補助制度では、補助率が低く、自己負担が高額になること、ソリューションの提供者が県内IT企業に限られておらず、導入前後のハンズオン支援等が不十分であることなど、県内の中小企業等の実情に合っていないため、その活用が十分に図られていない。
- 中小企業向け新事業支援体制「沖縄県プラットフォーム」において、中小企業等の経営革新や経営基盤の強化、創業及び新事業の創出などの支援を行っている。

- 県内情報通信産業が県内中小企業等のデジタル化やそのサポートを担うことで、提供・提案型ビジネスモデルへの転換による高度化・多様化を図り、かつ、県内中小企業の稼ぐ力や労働生産性を向上させる必要がある。
- 県内IT企業と他産業連携による導入前の計画段階から導入後のアフターフォローまで、二人三脚で取り組む新たな支援スキームを構築することで、局所的なITツール導入にとどまらず、導入後の日々の課題解決にともなに取り組む沖縄モデルのデジタルトランスフォーメーションを促進することにより、経済発展と社会課題の解決を図る必要がある。
- 「社会」、「経済」、「環境」の三つの枠組みが相互に協力し、有機的な連携による統合的な課題解決を図るには、デジタル技術の活用が有効であり、それを支えるデータ連携・利活用の取組が必要である。
- 中小零細企業が多く、一人当たりの県民所得が全国最下位の本県においては、企業の稼ぐ力や生産性の向上等に取り組む必要があるが、現行の全国一律の支援ではその取組が進んでいないことから、県内IT企業によるデジタルトランスフォーメーション促進を図るなど、より沖縄の企業の実情に合った支援とする必要がある。
- これらの取組のほか、本県の自立型経済の構築を図るための支援体制「沖縄県プラットフォーム」が行うデジタルトランスフォーメーション促進の支援を幅広く行うため国の財政支援が必要である。

提言する制度名 生産性向上促進制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 県内企業の生産性向上に取り組むため、県内中小企業・小規模事業者を対象としたIT化や「新しい生活様式」に対応した取組等の実施に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】
 - ソフトウェアやクラウドサービスの利用やテレワークの推進、IT専門家のハンズオン支援などの経費への一部助成。
 - 非接触・非対面・遠隔などの経費への一部助成。
 - 事業承継等に発生する様々な経費への一部助成。
 - 設備・システム投資、専門家のハンズオン支援などの経費への一部助成。
- 県内産業支援団体の補助金申請等を全て共通のプラットフォームで電子化し、各団体のデータ連携を通じた取組の実施に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

現状・課題

- 県内企業は、1事業所当たり従業員数が8.6人であり、全国平均10.6人より低いなど、経営基盤が脆弱であり、労働生産性も全国最下位となっている。
- 後継者不在率も各種統計で3年連続全国ワースト1位となるなど、黒字廃業等による県内企業の衰退や雇用喪失を招きかねない。
- 各産業支援団体は、補助金申請企業の情報を全体で共有しておらず、データに基づく政策決定が不十分である。

後継者不在率の順位

| 順位 | 2017年(%) | 2018年(%) | 2019年(%) |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 1位 | 沖縄県 84.3 | 沖縄県 83.5 | 沖縄県 82.9 |
| 2位 | 山口県 76.4 | 山口県 75.0 | 鳥取県 76.0 |
| 3位 | 神奈川県 74.0 | 神奈川県 73.8 | 山口県 74.7 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 45位 | 香川県 43.5 | 和歌山県 44.9 | 熊本県 47.8 |
| 46位 | 和歌山県 42.7 | 香川県 43.5 | 香川県 46.1 |
| 47位 | 佐賀県 41.5 | 佐賀県 43.2 | 和歌山県 43.0 |
| 全国 | 66.5 | 66.4 | 65.2 |

※出所:株式会社帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査(2019年)」

- 労働生産性の低さが、1人当たり県民所得の低さの原因となっており、中小企業・小規模事業者の労働生産性の向上に取り組む必要がある。
- IT化や「新しい生活様式」に対応した取組、事業承継等や設備投資の取組を支援し、1事業者当たり従業員数の増加につなげ、労働生産性や稼ぐ力の向上を図ることで、事業革新と雇用の維持を図る必要がある。

担当部課

商工労働部 中小企業支援課



提言する制度名 沖縄地域創生投資促進税制

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

- 国又は自治体の開発計画等に基づき、自治体と民間事業者が連携して取り組む、ESGに配慮した開発プロジェクト又は都市機能の高度化に資する開発プロジェクトについて、次の(1)から(3)の特例措置を設ける。【新規】
 - 開発プロジェクトを行う事業者に対する所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置の創設。
 - 開発プロジェクトを実施する事業者へ土地を譲渡した者に対する国税の優遇措置の創設。
 - (1)及び(2)と合わせて地方税の課税免除または不均一課税をした場合の減収相当分を普通交付税で補てんする措置の創設。
【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 本県の民間資本ストックは他の都道府県と比べて低く、一人あたりでは全国最低の水準にある。
- 島しょ県であることなどの要因により、県内市場が小さく、大企業が育ちにくい環境にあり、県内企業だけでは都市開発や社会インフラ整備等のプロジェクトへの大型投資が難しい。
- 社会インフラ整備や基地跡地、付加価値の高い遊休地、要再開発地域等への民間の開発投資が促進されず、民間主導による自立型経済発展が遅れている。
- 都市開発や社会インフラ整備等への財政支出の削減が困難である。
- 民間による開発プロジェクトにおいても、自然環境や社会課題等の地域の特性を踏まえた投資が求められる。

必要性

- 県内各地域の継続的な発展を図り、長期的な経済成長を達成するためには、民間による生産効果の高い社会インフラ整備等への投資を促進する必要がある。
- 民間が主導する開発プロジェクトにおいても、自治体と連携し、地域の自然環境や社会課題等の特性を踏まえた長期的な視点による持続可能な開発を促進する必要がある。

担当部課 商工労働部 マーケティング戦略推進課

雇用対策



提言する制度名

特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース(仮称)」の創設

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|--------------|
| — | — | — | — | 新たな助成金コースの設置 |

制度概要

1. 特定求職者雇用開発助成金に、35歳未満の若年者を正規雇用労働者として雇い入れた事業主に対して助成する「沖縄若年者正規雇用促進コース(仮称)」を創設する。
【拡充】
2. 企業の人材育成を支援するため、1において人材育成プログラムを提出し、人材育成に取り組んだ事業主や生産性の向上を図った事業主に対して助成金を増額する。【拡充】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②、P2-④】

現状・課題

- 本県の非正規雇用割合は、全国平均を1.6ポイント上回っている状況にある。特に、若年者(15~34歳)の非正規雇用割合については、全国平均を7.0ポイント上回る深刻な状況となっており、沖縄特有の課題である。
- 正社員有効求人倍率については、全国の半分程度となっており、非正規雇用で就職する新規学卒者(H31.3月卒)の割合も全国で最も高い状況にある。
- 離職率でも全国平均を上回り、新規学卒就職者(H28.3月卒)の3年以内離職率も高い水準にある。
- 本県の労働生産性は、全国最下位で全国の70.8%の水準となっている。
- 本県では、特に若年者において、不安定な雇用、賃金の低さ、キャリアアップ形成の機会が乏しいほか、企業においても、必要な人材が育たないばかりか、人材の定着や確保ができないことが大きな課題となっている。

非正規雇用(特に若年者)に関する状況

| | 沖縄 | 全国 |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 非正規雇用割合(R元) | 39.8% (全体) | 38.2% (全体) |
| | 40.7% (若年者) | 33.7% (若年者) |
| 正社員有効求人倍率(R元) | 0.58倍 | 1.14倍 |
| 新規学卒者非正規雇用就職割合(H31.3月卒) | 5.2% (高校卒) | 0.6% (高校卒) |
| | 11.5% (大学卒) | 3.6% (大学卒) |
| 離職率(H29) | 4.7% (全体) | 4.0% (全体) |
| | 6.3% (若年者) | 4.8% (若年者) |
| 新規学卒者3年以内離職率(H28.3月卒) | 50.4% (高校卒) | 39.2% (高校卒) |
| | 41.2% (大学卒) | 32.0% (大学卒) |
| 労働生産性(H28) | 379.8万円 | 536.4万円 |

- 若年者が正社員として就職できる機会を創出することで、安定的な就労や職場定着、人材育成が図られ、労働生産性の向上と賃金の上昇につなげていくための助成制度を創設する必要がある。

担当部課 商工労働部 雇用政策課

提言する制度名 情報通信基盤高度化促進制度【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 離島等における情報格差の是正に向けて、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備を安定的、計画的に図るための整備費用等に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は社会全体のデジタル強靱化を強力に推進することとしており、情報通信基盤の重要性はますます高まっている。
- IT基本法において、高度情報通信ネットワーク社会の形成にあたっては、民間が主導的役割を担うことを原則とされているが、離島等については、地理的条件や採算性の問題から、民間事業者による整備が進まず、情報通信技術の革新が進むほど、本島都市部との情報格差が拡大する恐れがある。
- 県及び市町村では、離島等において、情報格差が生じることがないよう、沖縄振興特別推進交付金等を活用して、海底光ケーブルの2ルート化や島内の光ファイバ網の整備を行うなど情報通信基盤の高度化を促進しているものの、採算性の課題等により未だ高度化が進んでいない地域が残されている。また、5Gの普及が一部地域に留まっていることや、Beyond5Gの技術革新も見据える必要がある。
- 現行制度における沖振法上の取扱いでは、第92条の2において配慮規定が定められているが、情報基盤整備の高度化を安定的、計画的に図るための具体的な支援内容は定められていない。

必要性

- 離島等における定住条件の整備や、ICT利活用による地域振興を推進するため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の高度化を支援する必要がある。
- 情報通信基盤の高度化が図られた地域についても、情報通信技術の発展に伴って継続的に更新や、新たな基盤整備を行う必要がある。
- このため、沖振法において情報通信基盤の高度化に係る支援内容を明示し、将来にわたって安定的、計画的に整備が進められる環境を整える必要がある。

担当部課 企画部 総合情報政策課



提言する制度名 離島空港整備制度【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | ○ | — | — |

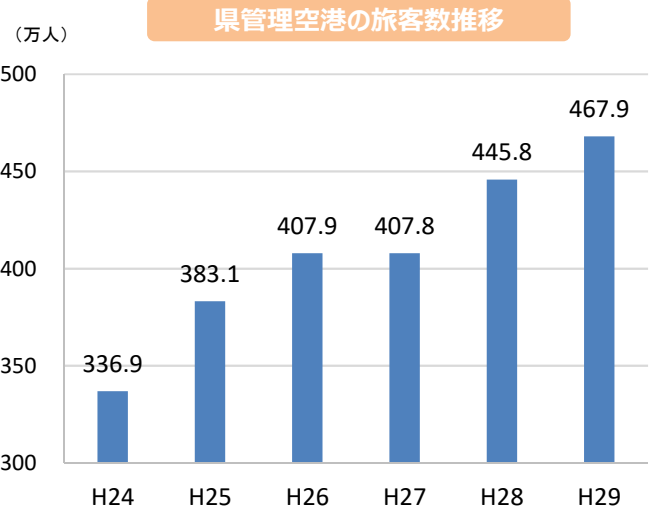
制度概要

1. ターミナルビルなどの空港建築施設において、施設拡張などの機能向上や耐震・老朽化対策に係る国の財政支援（国庫補助率9/10）を創設する。【新規】
2. 空港整備事業補助制度（土木）において、事業採択となる事業費の下限額を250万円まで引き下げる。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1－②】

現状・課題

- 沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる地理的特殊性を有しており、全国で最も多い12の空港（2番目に多い鹿児島県で7空港）を管理している。
- 離島地域の人流と物流を支える基礎的な社会基盤として重要な役割を担っているが、亜熱帯海洋性気候による高温多湿な環境や、台風の常襲地にあること、潮風など塩害環境の厳しい場所に空港建築施設があるため、一般的な耐用年数と比べて劣化の進行が早い状況である。
- 震災が発生した場合、劣化が原因でターミナルビルなどの空港建築施設が損傷により、空港の利用が制限され、災害復旧活動はおろか旅客に多大な影響を及ぼすことが懸念される。



出典：沖縄県土木建築部「土木建築部のあらし」

必要性

- 沖縄県は、全国で最も多い12の県管理空港を有し、それぞれの島の住民の生活を支えているものの、多額の維持管理費を要しており、空港建設施設の適宜更新を図り、快適でより安全・安心な航空機の運航の確保を図るため、国の財政支援の拡充が必要がある。

担当部課 土木建築部 空港課

提言する制度名 離島港湾の利便性向上の推進

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 離島港湾施設の荷捌き地において、住民や乗客が荷捌き、貨物の引き取り等を天候に左右されず行うことの出来る屋根付き荷捌き地の整備に対する沖縄振興特別措置法の事業区分を拡充する。【拡充】
- 離島港湾施設において、修学旅行生などの団体旅行客等の利用者が安全かつ快適に待機できる屋根付き施設（ウェルカムルーフ）や屋根付き歩道、駐車場等の整備に対する沖縄振興特別措置法の事業区分を拡充する。【拡充】
- AI・IoTを活用した港湾情報の見える化や、自動運航に係るシステム導入等の取組に対する、国の財政支援を創設する。【新規】

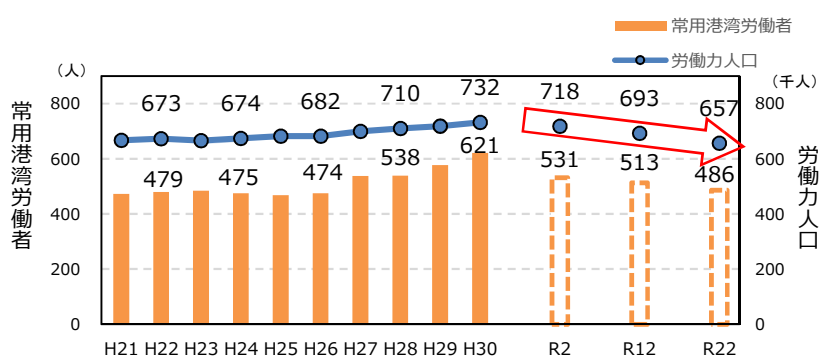
【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

現状・課題

■ 多数の有人離島を有する本県において、島民の生活維持や経済活動を行ううえで、海上輸送は重要な産業基盤である。そのため、離島の不利性解消に向けた取組や、今後加速する少子高齢化に伴う港湾労働力不足への対応、また離島の玄関口としてその島の第一印象の向上に繋がる港湾の機能強化が重要となっている。

■ 離島港湾の荷捌き地においては、港湾利用者が貨物を引き取る際、炎天下・雨天下での荷役作業を余儀なくされている。また貨物は、露天の荷捌き地に一時保管せざるをえないことから生鮮食品等の品質保持に支障を来しており、屋根付き荷捌き地の整備が課題である。

県内港湾労働者数と労働力人口の推移



注：常用港湾労働者は年度平均、労働力人口は年平均
 注：R2、R12、R22の労働力人口は、(独)労働政策研究・研修機構による推計値
 注：R2、R12、R22の港湾労働者は、労働力人口の推計値を基に推計
 資料：「労働力調査」沖縄県企画部統計課、「運輸要覧」沖縄総合事務局運輸部

現状・課題

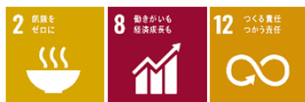
- 離島航路の旅客待合所は、修学旅行生などの団体旅行客の待機場所としては狭隘であり、沖縄特有の強い日差しにさらされる屋外での待機を余儀なくされている。沖縄の観光イメージの向上を図るため、天候に左右されず安全性・利便性を確保する屋根付き施設等の整備が課題である。
- 離島航路における海上輸送の安全性・定時性・安定性の向上及びコスト低廉化を図るため、AIやIoTを活用した港湾情報の見える化や、海上輸送や港湾荷役の自動化等による物流の強靱化・省人化を図るなど、港湾のスマートポート化への対応が課題である。

必要性

- 地元住民や観光客が安全かつ快適に港湾を利用するため、港湾施設における屋根付き施設等の整備が必要である。
- 今後深刻化する港湾の労働力不足に対応するとともに、離島航路の持続性を確保するため、情報通信技術等の活用により、人流・物流機能の効率化・強靱化を図る必要がある。

担当部課

土木建築部 港湾課



提言する制度名 農山漁村地域振興制度【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | ○ | — | ○ |

制度概要

- 農山漁村地域に属する市町村を国と県が支援する地域振興制度を創設する。【新規】
 - 市町村は、地域特産物について、IoTやICTを活用した効率的な生産から加工、販売及び地域資源の利活用などに関する計画を作成する。
 - 国及び県は、当該計画の実現のため、域外販売に伴う移出コストの軽減、本島と離島間の生産条件の格差を是正する移入コストの軽減など流通・加工対策に要する財政支援を行う。
 - 国及び県は、農観連携やICTを活用したオンライン関係人口の創出等、地域間交流の拡大に向けた総合的な支援を行う。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 本県の農山漁村地域にある市町村の多くが人口減少や高齢化の進展等に直面している一方で、地域を訪れる観光客の増加によって地域間交流は増加傾向にあるなど地域経済拡大の機会が到来しているものの、農林水産業の分野においてそれを十分に取り込めていないのが現状である。
- 県が定める戦略品目については県外出荷の取組の実施により出荷量が拡大している一方で、市町村の地域特産物については主に個人消費向けの直接販売等のため、スマート農林水産業の導入なども含めた生産から地産地消、域外への販売促進までのフードバリューチェーンの再構築が課題となっている。
- 離島地域は、本島地域に比べて生産資材の移入コストが割高となっており、持続可能な農林水産業の発展を図るためにも、生産条件に関する構造的な改善が課題となっている。
- 農山漁村地域の市町村においては、人口減少や高齢化が進展しており、当該地域内だけでの農業振興を図るには限界があることから、地域間交流の促進への取組が課題となっている。

- 持続可能な農山漁村地域の維持・発展に向けて、地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出するため、域内で生産した農林水産物の域内消費の推進と同時に、域外への販売の拡大に向けた取組に対する国と県の総合的な支援が必要である。
- また、人口減少や高齢化が進展する農山漁村地域において、農業振興を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、そのための市町村の取組に対して国と県は配慮が必要である。

担当部課

農林水産部 流通・加工推進課、漁港漁場課、森林管理課、村づくり計画課



提言する制度名 沖縄産含蜜糖生産振興支援制度【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- (1)から(3)について交付金を交付するため、国の財政支援のもと、含蜜糖振興対策基金を創設する。【新規】
 - 含蜜糖原料作物(さとうきび)生産者の所得確保対策。
 - 含蜜糖製造事業者の経営安定化に向けた支援。
 - 需給調整を図るため必要量の買い上げ。
- 各含蜜糖生産事業者が生産し販売する沖縄産含蜜糖の一定量を一元的に販売するため体制整備に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④】

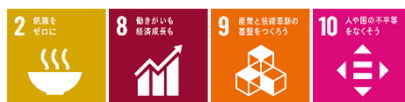
現状・課題

- 含蜜糖生産地域は小規模離島であり、遠隔性・狭小性等地理的条件不利性が大きいこと、さとうきび以外の代替性に乏しく、収穫した原料を島外に搬出して加工することが不可能であることから、気象災害等により生産者や製造事業者の経営が不安定である。
- 分蜜糖は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律により、甘味資源作物として価格が保証され、かつ、原料糖については全量買取されている。一方、含蜜糖は甘味資源として扱われていないことから、価格が保証されておらず、黒糖の販売が滞ると、事業者の収益に大きく影響し、不安定な経営が強いられている。
- 価格保証のための分蜜糖に関する交付金は、(独法)農畜産業振興機構が管理する調整金を原資とし、予算年度を跨いだ交付が可能である。
- さとうきび原料の豊凶変動等に伴う含蜜糖製造量の増減幅が大きく、市場需要に対して安定的な供給体制が課題である。

必要性

- 県内小規模離島で生産される含蜜糖に関して、製造事業者の経営安定及びさとうきび生産者の所得確保を図るためには、気象災害や景況等に左右されない支援制度(基金創設、生産者及び製造事業者向け交付金、保管調整用黒糖の買い上げ等)の創設が必要である。

担当部課 農林水産部 糖業農産課



提言する制度名 島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | ○ | — | — | — |

制度概要

1. 離島地域（特に無獣医地区）において、情報通信機器を活用した産業動物の効率的な診療体制の構築に向けた国の財政支援を創設する。【新規】
2. 県外の獣医大学に地域枠と編入制度を創設する。【新規】
3. 沖縄県農業共済組合が設置する家畜診療所に勤務する産業動物獣医師の手当の拡充や住居の確保に要する費用、診療所の運営費に対して国の財政支援を創設する。【新規】
4. 産業動物獣医師を目指す学生への修学資金の上乗せ支援に要する費用に対して国の財政支援を拡充する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：—】

現状・課題

- 本県の肉用子牛取引頭数は全国で4番目に高く、繁殖素牛の生産基地としての地位を確立しているものの、不十分な飼養管理や獣医師への診療依頼の遅れ等の理由から子牛の疾病及び死亡事故の発生率が高い状況にある。また、発情見逃し等の理由から母牛の分娩間隔が長くなる傾向にあり、子牛の生産率が低いことなどの課題を抱えている。
- 県内の主たる繁殖素牛産地である宮古地区と八重山地区においては、産業獣医師1人当たりの対応牛群は、宮古地区1,700頭、八重山地区2,500頭と全国でも突出して高い状況となっている。
- 更なる畜産振興に向けて、農家の予防衛生管理技術の向上や飼養管理など、子牛の生産率を高めるための取組や円滑な獣医療の提供体制の確保が課題である。
- 慢性的に産業動物獣医が不足している状況にある中で、離島地域の家畜診療は移動と診療に日数を要することから、当該診療所に勤務している獣医師だけの対応ができずに他の家畜診療所へ応援を要請する事態も発生している。このため、勤務する獣医師の確保や診療業務の効率化が課題となっている。

- 本県が繁殖素牛産地として地位を確立していくには、子牛の疾病及び死亡事故の発生率や母牛の分娩間隔、子牛の生産率などの改善に取り組むこととしており、産業獣医師の確保や診療業務の効率化に向けて、国の支援制度を創設する必要がある。
- 現状の慢性的な産業獣医師不足（早期離職、確保困難）や島しょ県ならではの問題（離島が多い、通行手段が少ない、転勤が多い等）の継続は、産業獣医師の労働環境の悪化を招き、産業獣医師のさらなる不足を助長し、適切な産業動物の獣医療の提供が困難となるため、実行性のある産業動物獣医師確保や診療業務の効率化に向けた制度を創設する必要がある。

担当部課 農林水産部 畜産課



提言する制度名 航空・宇宙関連産業活用推進制度【再掲】

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 民間事業者が航空・宇宙関連事業を行うため、離島空港に整備する建物及び設備等に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- アジアの航空機整備の需要拡大が見込まれることから、沖縄の地理的優位性を活かしてその需要を取り込むため、本県においては、那覇空港に航空機整備施設を整備するとともに、その周辺への航空関連産業の集積に向けて取り組んでいる。
- アジアの航空需要の拡大により、航空機整備のみならず、パイロット養成需要等の幅広い航空関連の需要の拡大も見込まれることから、離島空港における需要の取り込みへの対応が課題となっている。
- 現在、下地島空港において空港及び周辺用地の利活用に取り組んでおり、平成31年3月に三菱地所株式会社がみやこ下地島空港ターミナルを開業し、同年5月に株式会社FSOが同空港を利用した航空パイロット養成を開始した。さらに、令和2年9月にPDエアロスペース株式会社から提案のあった「下地島宇宙港事業」について、県は同社と基本合意を締結した。
- 空港を活用した宇宙関連産業の取組は、他県でも進んでおり、北海道大樹町では、インターステラテクノロジズ株式会社による民間ロケットの打上げ、大分空港では米国企業のヴァージン・オービット社による航空機を利用した小型衛星の打ち上げ事業が計画されている。
- 離島空港においては、民間事業者による多様な空港活用の要望があるものの、東西約1,000km・南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる本県の地理的特殊性から、資材調達や雇用、建設費用等の確保が課題となっている。

必要性

- 航空・宇宙関連産業を離島空港で展開することによって、離島の新たな産業の創出が図られるとともに、既存の地場産業との連携を図ることで、離島全体の振興へとつなげていく必要がある。
- 本県の離島空港へ航空・宇宙関連事業を行う民間事業者の誘致に向けて、他地域との競争力を高めるため、民間事業者の実施する建物及び設備等への国の支援措置を創設する必要がある。

担当部課 土木建築部 空港課

人材育成



提言する制度名 人材投資促進税制

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 県内に所在する青色申告を行う法人（中小企業者等）の所得から人材投資に要した経費（教育・訓練に要する費用）を控除する法人税の優遇措置を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：—】

現状・課題

- 県民所得の向上に当たっては、労働生産性の向上が重要であるが、本県の労働生産性は、全国平均の7割程度で推移している。
- 島しょ県である本県は、規模の経済が形成されにくく、他の地域と比べ、生産効率を確保しにくい。
- 本県における労働生産性の向上に当たっては、人材の高度化によるモノやサービスの付加価値向上が重要である。
- しかしながら、県内企業の99.9%が経営基盤の脆弱な中小企業であり、資金的制約や短期的なりターンが見えにくい人材投資等に対する動機付けが弱いことが大きな課題となっている。
- 税制優遇により県内中小企業の自主的・積極的な人材育成投資を促し、企業の労働生産性の向上を図ることが重要である。

必要性

- 本県経済が自立的発展を続け、県民所得の向上を目指すためには、企業が人材にかかる費用を抑制する等コストカットによる一時的な収益力の向上を図るだけでなく、高度化された人材により生み出されるモノやサービスの付加価値を引き上げることによってもたらされる労働生産性の向上による企業の収益力を高めていくことが重要である。
- そのため、企業の自主的・積極的な人材育成投資を促進するインセンティブ（税制優遇等）を創設する必要がある。

担当部課 商工労働部 マーケティング戦略推進課

提言する制度名

学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度 (子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現)

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 次の学校教育の充実を推進するための取り組みに係る国の財政支援(交付金制度)を創設する。【新規】

(1) 地域の実情に即した教育に係る支援員等の配置。

学校教育充実のための支援員等一覧

| 名称 | 役割 | 配置先 |
|-------------------|--------------------|-------|
| 学習支援員 | 児童生徒の個に応じた学習支援 | 小・中学校 |
| 特別教育支援員 | 障害特性に応じた学習・生活支援 | 公立学校 |
| 医療的ケアを行う看護師等 | 医療ケアが必要な児童・生徒への対応 | 公立学校 |
| ICT教育支援員 | 児童生徒の習熟に応じたICT支援 | 公立学校 |
| 就職相談支援員 | 生徒に対するきめ細かな就職指導 | 高等学校 |
| 不登校相談支援員(就学継続支援員) | 児童生徒の登校、就学継続に向けた支援 | 公立学校 |
| 学校運営アドバイザー | 学校教育の課題解決に向けた指導・助言 | 小・中学校 |
| スクール・サポート・スタッフ | 児童生徒への指導時間確保のための支援 | 小・中学校 |

(2) 公立学校の生徒を対象に1人1台のパソコン整備、それに伴う機器の保守管理、更新並びにネットワーク整備等に係る支援。

(3) 大学等進学率向上に向け生徒の進学意欲の向上等に関する取り組みに対する支援。

2. 少人数学級の実現のための体制整備を行う。【新規】

3. 児童生徒が安心して学習を継続できるよう学校におけるPCR検査体制を確立するための国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

- 本県の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力がいまだ全国平均に達していない状況にあり、また、大学等進学率も全国に比べ極めて低くなっている。
- 特別支援教育の推進については、障害のあるなしに関わらず、共に学ぶ仕組みの構築を進めているところであるが、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が急増しており、受入体制が課題となっている。
- 情報社会に対応した教育の推進については、情報通信技術は今後生きていく上で欠かせないツールとなっていくことから、ICTに触れる機会の充実や教育の情報化を推進するための環境整備が課題である。
- 本県の新規就職内定率(H30年度)については全国の99.3%と比較し、低い状況である。また、3年以内の早期離職率(H27年度)も全国の約1.3倍となっており、在学時から生徒の職業観を醸成する教育環境の整備が課題である。
- 本県の生徒千人あたりの不登校者数は小学校11.1人、中学校43.7人、県立高等学校30.7人と全国と比較し極めて高い状況となっており、不登校の対策強化は喫緊の課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本県の教育現場においても臨時の休業措置や教職員及び多くの児童生徒の罹患が報告され、児童生徒が安心して学習を継続できる対策が課題である。

教育分野に関する各種指標の全国比較

| 指標名 | | 沖縄 | 全国平均 |
|--------------------------|-----|----------|-------|
| 全国学力・学習状況調査平均正答率(R元年度) | 小学校 | +2.8ポイント | 0ポイント |
| | 中学校 | △5.8ポイント | 0ポイント |
| 大学等進学率(H31年3月卒) | | 39.6% | 54.7% |
| 人口に占める特別支援学校生徒の割合(H30年度) | | 0.16% | 0.12% |
| 人口に占める特別支援学級生徒の割合(H30年度) | | 0.37% | 0.21% |
| 新規就職者内定率(H31年3月卒) | | 98.0% | 99.3% |
| 若年者の早期離職率(H28年3月卒) | | 50.4% | 39.2% |
| 不登校児童生徒数(生徒千人あたり:H30年度) | 小学校 | 11.1人 | 7人 |
| | 中学校 | 43.7人 | 38人 |
| | 高校 | 30.7人 | 16.3人 |

- 児童生徒の生きる力を育み、確かな学力を身につけさせるためには、個々の習熟や障害特性等に応じたきめ細かい学習支援等に取り組むとともに、教職員が児童生徒一人ひとりとしっかり向き合える環境を整備する必要がある。
- また、小中学生期、高校生期のそれぞれのステージに不登校対策や情報教育の充実、大学等進学率や就職内定率の向上など様々な課題があり、その解消を図るため、中長期的に取り組む必要がある。
- さらに全国の約1.8倍となっている本県の子どもの貧困の解消に向けて、貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、教育の充実を図ることが特に重要であり、施策を力強く後押しする制度創設が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えながら児童生徒が安全安心に学べる場を確保するため、教育現場におけるPCR検査を行う体制を確立する必要がある。

担当部課

教育庁 教育支援課、学校人事課、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課

人材育成



提言する制度名

離島の教育環境向上支援制度【再掲】

(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

- 次の離島における公平な教育・学習機会の享受のための取り組みに係る国の財政支援(交付金制度)を創設する。【新規】
 - 複式学級の教育環境改善に向けた取り組みに対する支援。
 - 図書館未設置の町村の読書環境向上に向けた取り組み(電子書籍の環境整備含む。)に対する支援。
 - 組踊等の公演及びワークショップ実施に対する支援。
 - 離島の児童生徒等がスポーツ・文化芸術活動等の教育活動で県内外に派遣される際の費用に対する支援。
- 高校未設置の離島等出身の高校生を対象に通学費及び居住費の支援に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から8/10に引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 離島・へき地の学校においては、地理的要因などによる人口の偏在性により複式学級の割合が高くなっており、教育の環境整備に課題がある。
- 離島においては、財政的な事情等から、図書館を設置していない自治体が多い状況であり、また、文化的な取り組みに触れる機会も少ない。
- さらに、本県の離島地域は、その遠隔性、散在性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、進学・教育活動等に係る児童生徒の保護者の経済的負担が大きくなっている。

必要性

- 離島・へき地校において複式学級の割合が多いことや、図書館を設置していない自治体が多い状況であることなどから、公平な教育・学習機会を確保するため、地域の実情に即した教育環境整備に取り組む必要がある。
- 教育については、地理的要因に左右されない公平な教育機会を確保することが重要であり、県内外で行われる教育活動等への参加や高等学校に進学する際の経済的負担の軽減を図る必要がある。

担当部課

教育庁 教育支援課、学校人事課、保健体育課、生涯学習振興課、文化財課



提言する制度名

デジタルトランスフォーメーション(DX)活用による新たな学習環境構築に係る支援制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 沖縄県が開拓した海外教育拠点等を結び、オンライン及びオンサイト融合型の新たな学習環境構築に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、ICTを活用した教育環境構築の重要性が広く認識、浸透しており、今後の教育の在り方について国においても議論がなされている。
- 現在、グローバル社会に対応する人材育成の重要性が増している中、成長著しい東アジアの中心に位置する本県においても、我が国の成長に貢献する地域として、国際化が進み、グローバルに活躍できる人材を育成することも課題となっている。
- 今後、教育分野でもデジタルトランスフォーメーション(DX)により、地理的、空間的、時間的制約が少ない新しい教育形態への移行が進むことが見込まれるため、これまで沖縄県が開拓してきた海外交流拠点等を活用した10年後を見据えた新たな教育環境の構築が課題となっている。

必要性

- 我が国の成長に貢献する地域としての沖縄の担う役割を果たし、持続的な沖縄振興を支えていくため、時代変化へ柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材を育成する必要がある。
- そのため、東アジアの中心に位置し、出生率も高いなどの優位性と潜在力を有する本県において、高校生が国内外のフィールドで深い学びを実現するオンライン教育システムの実現が求められる。
- 国内、アジア・太平洋地域及び世界の優秀な人材とともにオンライン及びオンサイト融合型の学びに参加する中で、国際性と多様な能力を涵養し、グローバルに活躍できる人材の育成を図る取組を推進していくことが重要であり、施策を後押しする制度の創設が必要である。

担当部課

教育庁 県立学校教育課



提言する制度名 国際性に富む人材育成(留学)制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| ○ | — | — | — | — |

制度概要

1. 沖縄の高校生を海外の高校等へ派遣する際の費用に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】
2. アジア・太平洋地域の高校生を沖縄の高校で受け入れるために必要な費用に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 近年、グローバル社会に対応する人材育成の重要性が増している中、本県においても急成長の進む東アジアに隣接し、我が国の成長に貢献する地域として、沖縄県の国際化が進んでいる。
- 沖縄県の国際化は、今後更なる進展が予想されることから、国際性と多様な能力をかん養し、グローバルに活躍できる人材を育成するため、世界に興味・関心を寄せ、一定程度の外国語を習得している若者を、今後も海外へ派遣する環境づくりが課題となっている。
- 国において「国際文化交流促進費補助金」があるが、全国で1,500人と少なく、将来の沖縄振興を担うグローバルな人材づくりを目指すには小規模な制度となっている。また、国庫補助額は6万円/人となっており、個人負担が大きいことから、同制度を活用できるのは一部に限られている。沖縄県の国際化の進展に対応する人材を幅広く育成するため、より多くの沖縄の高校生がグローバル感覚を育成できる環境づくりが課題となっている。

必要性

- 東アジアに隣接し、我が国の成長に貢献する地域としての沖縄の担う役割を果たし、持続的な沖縄振興を支えていくため、グローバルな感覚を持つ人材や異文化への理解度の高い人材を育成する必要がある。より多くの高校生を海外へ派遣し、国際交流を通じた人材育成を行うため、沖縄独自の国の財政支援を創設する必要がある。
- 沖縄県の国際化の進展に対応する人材を幅広く育成する環境の構築に向けて、アジア・太平洋地域の高校生の留学を沖縄で受け入れ、沖縄の高校生との交流を図る取組を推進するため、国の財政支援を創設する必要がある。

担当部課 教育庁 県立学校教育課

駐留軍用地跡地の有効利用の推進



提言する制度名 跡地利用推進法の延長及び改正

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | ○ | ○ | — |

制度概要

1. 跡地利用推進法を延長する。【拡充】
2. 土地先行取得基金制度、税制優遇措置等を延長する。【拡充】
3. 土壌汚染等の支障除去措置を拡充する。【拡充】
 - (1) 法施行前も含めて、土地の引き渡し後に発見される廃棄物及び土壌汚染等で、国又は米国の管理期間にあったものについては、国の責任で支障除去の措置を講ずる。
 - (2) 支障除去措置の調査事項に、返還予定区域に存在する可能性のある（基地特有の）汚染物質等を追加する。
 - (3) 絶滅のおそれのある野生動植物と、特定外来生物等を含む自然環境調査の実施、その結果に基づく環境配慮を実施する。
4. 将来、一団の土地として跡地利用を行うことが見込まれる土地については、当該土地が段階的に返還される場合であっても、一団の土地として拠点返還地に指定できるようにする。【拡充】
5. 一の所有者に対する給付金及び特定給付金の上限額を廃止する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P3-⑦】

- 嘉手納飛行場より南の駐留軍用地、約1,000haの返還が今後本格化することが見込まれており、返還される広大な跡地を円滑かつ迅速に利用するため、公共用地の確保や土壤汚染等の課題がある。
- 土壤汚染等の支障除去にあたっては、法施行前に返還、引き渡しが行なわれた土地についても土地引き渡し後に土壤汚染や廃棄物等が発見される事例があり、跡地利用に支障が生じている。さらに、米軍基地は、軍事基地であるが故に国内の一般地域と比べて化学物質の種類や利用に特殊性があること等から、国内の一般地域では想定されていない土壤汚染等が生じている可能性がある。また、貴重な自然環境を次世代へ継承するためには、積極的な保全対策を講ずることが重要であることから、支障除去措置を行う前に自然環境調査の実施を義務づけることが必要である。
- 牧港補給地区(268ha)は統合計画で段階的な返還が示されているが、県及び浦添市においては一団の土地として跡地利用の推進を図っていく予定である。なお、大規模な跡地利用にあたっては国の積極的関与が必要であるが、段階的な返還(各200ha未満)にあつては、国の取組方針策定義務(200ha以上)の対象外となる可能性があり、一団の土地としての跡地利用に支障が生じる恐れがある。
- 給付金及び特定給付金は地権者が土地を使用収益できないことに対して補償的に支払われるべきものであるが、一人当たりの交付上限額が1,000万円/年に設定されており、大規模な地権者は不公平な取扱いとなっている。

- 嘉手納飛行場より南の駐留軍用地、約1,000haの返還が今後本格化する見込みとなっている。返還後の跡地利用を、地権者の理解のもと円滑に進めていくためには、跡地利用推進法の延長と、土地先行取得基金制度や税制優遇措置等の特例措置の継続が必要である。
- また、現行制度を活用した跡地利用の取組を進める中で、新たな課題等が生じており、今後返還される駐留軍用地の跡地利用を円滑に進めて行くためには、制度の見直しが必要となっている。

首里城の復興



提言する制度名 首里城復興推進制度

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----------------|
| ○ | — | — | — | 沖縄振興特別措置法への位置づけ |

制度概要

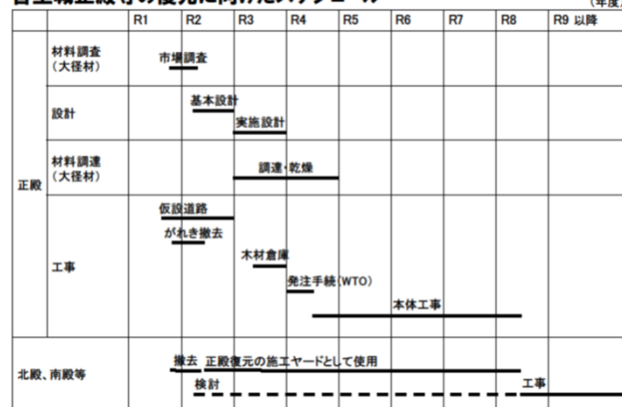
1. 首里城を中核に世界遺産緩衝地帯となる周辺一帯における、首里城復興基本方針を踏まえた施策の推進について、国の財政支援を創設する。【新規】
2. 首里城の復興に向け、国や県、那覇市等の関係機関で取り組む施策を連携のもと継続的に実施できるよう、沖縄振興特別措置法に明記する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③、P4-⑧】

現状・課題

- 首里城正殿等の火災及び新型コロナウイルス感染症等の影響により、来園者の減少や伝統文化継承への影響が懸念される。
- 火災で焼失した首里城正殿等の復元が完成するまでの間(右のスケジュール参照)、引き続き、中城御殿跡整備をはじめ各種施策を講じて復興に取り組む必要がある。
- 火災の原因究明及び管理体制について第三者委員会での検討とともに、首里城公園内の仮設通路や施設の整備、火災の破損瓦利活用の復興イベント等を実施している。

首里城正殿等の復元に向けたスケジュール



※ 2020年3月27日 首里城復元のための関係関係会議資料より

必要性

- 首里城正殿等の火災及び新型コロナウイルス感染症等の影響による来訪者減少のため、復興に向け、首里城を中核に、中城御殿跡を含む周辺地域のさらなる魅力向上を図る必要がある。
- 首里城復興基本方針より、首里城の復興に向け、国や県、那覇市等の関係機関の連携のもと継続的に、正殿等の早期復元に合わせた歴史まちづくりの推進等に取り組む必要がある。

担当部課 土木建築部 都市公園課、知事公室 特命推進課



提言する制度名 沖縄振興開発金融公庫の存続

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | — | ○ |

制度概要

1. 沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う沖縄振興開発金融公庫の現行の組織及びその機能を、令和4年度以降も存続する。【継続】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①～P5-⑫】

現状・課題

- 沖縄振興開発金融公庫は、国による財政措置と並び、沖縄の振興開発における「車の両輪」として、本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を金融面から支援している。
- 設立以来約6.5兆円の出融資実績があり、本土における日本政策金融公庫などの機関と同様の融資制度に加え、沖縄の地域的な政策課題に応えるため、国や県の沖縄振興策などに則した独自制度を活用し、地域に密着した政策金融を実施している。
- 具体的には、中小企業の振興、離島地域の活性化、駐留軍用地跡地への融資及び産業基盤整備、リーディング産業支援、ベンチャー支援のための出資制度など、沖縄特有の課題への対応に加え、待機児童解消や子どもの貧困、雇用の「質」の改善、生産性の向上などの顕在化した新たな課題など、沖縄の事情を踏まえたきめ細かな出融資制度が沖縄の振興発展を強く後押ししている。
- さらには、市町村が取り組む民間的手法を活用した地域開発プロジェクトを積極的に支援するため、多くの市町村と業務協定を締結している。
- また、沖縄振興開発金融公庫は、中部、北部、宮古、八重山に支店を置き、総合公庫としての機能を最大限に発揮していることに加え、新型コロナウイルス感染症に係る関連融資においては、県内全域において幅広い業種や規模の事業者の事業継続を強力に支援するセーフティネット機能を果たしており、令和2年9月28日時点で融資決定が11,242件(約2,277億円)と、過去のセーフティネット融資の件数をはるかに超える規模の資金繰り支援を実施している。(参考:米国同時多発テロ358件、リーマンショック347件、東日本大震災423件)
- 沖縄の地域特性や特殊事情に十分配慮しつつ沖縄の県民生活の向上のための基盤整備や産業振興など沖縄振興策と一体となった資金供給等の役割を果たす沖縄振興開発金融公庫については、経済界などからも高く評価されている。

- 民間金融を補完し、長期・固定の資金を供給することにより脆弱な事業・経営基盤の県内企業の投資を金融面から支援する政策金融の役割は、国による財政措置と並び、新たな沖縄振興においても「車の両輪」として、引き続き必要不可欠である。
- とりわけ今後、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済活動を段階的に回復させていく必要があり、ウィズ・コロナ及びアフターコロナにおける「新しい生活様式」に沿った社会生活の転換に向けても、沖縄振興開発金融公庫の総合政策金融の果たす役割は重要性を増している。
- 県内全域を対象とする地域に根ざした総合公庫として、沖縄振興開発金融公庫は、沖縄の経済社会情勢や県内事業者の特性に精通しており、出融資や独自制度の制度設計などの判断を即時に行う仕組みを有している。新たな沖縄振興においても、県内産業の高度化や事業者等への資金繰り支援など、迅速できめ細かな対応を可能とする現行の組織が必要不可欠である。

担当部課

企画部 企画調整課

提言する制度名 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

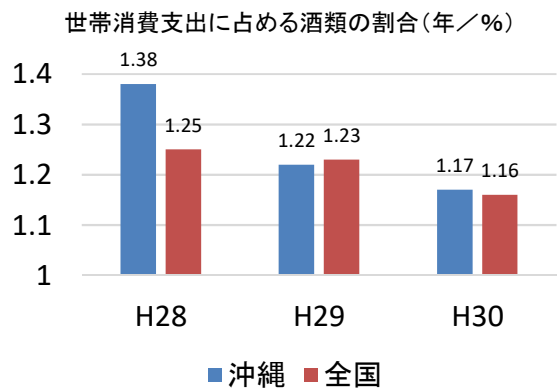
制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

現状・課題

- 沖縄県の世帯消費支出に占める酒類の割合は、酒税の軽減措置により全国平均並み（H28からH30までの3年平均：全国1.21%、沖縄1.26%）の水準となっており、県民生活への影響が緩和されている。
- 酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあつて、重要な地場産業のひとつであり、離島を含めた県内各地に製造場が所在しており、それぞれの地域の経済や雇用を支えている。



必要性

- 一般消費者の生活、地域の産業、雇用を守るとともに、沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進を図るため、酒税の軽減措置を継続する必要がある。
- また、泡盛酒造所の約4割は離島に所在し、地域の経済や雇用を支えており、地域コミュニティの維持に寄与していることから、本軽減措置の継続が必要である。

担当部課 商工労働部 ものづくり振興課

復帰特別措置



提言する制度名 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

| 財政特例 | 規制緩和 | 要件緩和 | 税制優遇 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| — | — | — | ○ | — |

制度概要

1. 制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.4倍となっている。
- 他方で、一人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっており、低所得世帯の割合は34.5%（平成29年）、完全失業率3.9%（直近5年平均）といずれも全国一高い状況にある。
- 東西約1,000km、南北約400kmにわたる広大な海域に約160の島々が散在し、本島と離島間の輸送費の負担が大きく、離島における定住条件や産業振興の課題となっている。
- このため、揮発油税及び地方揮発油税（国税）の軽減措置の一部を沖縄県が石油価格調整税（法定外普通税）として課税し、その税収を財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

必要性

- 本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が廃止となった場合、県内石油製品価格の上昇に伴う経済活動の縮小や雇用の喪失を招く恐れがある。また、離島においては、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性があることから、本軽減措置の継続が必要である。

担当部課 子ども生活福祉部 消費・くらし安全課

